

平成30年3月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成30年3月6日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
地 域 政 策 課 長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
農 林 水 産 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 新年度施策等の説明
- 第 5 一般質問

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、平成30年3月川棚町議会定例会を開会をいたします。これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、三岳昇議員及び久保田和恵議員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から3月23日までの18日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの18日間と決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

議 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

昨年、12月22日に東彼杵道路建設促進期成会で、知事、県議会議長へ要望活動を行いました。

主な内容は、一つ、道路整備に関わる道路財特法の特別措置の平成30年度以降の継続及び特別措置の充実。一つ、国道205号針尾バイパスの早期完成。一つ、205号佐世保市から東彼杵町（東彼杵道路）の計画段階評価への早期着手。一つ、205号に係わる道路改築事業及び交通安全対策事業の整備促進を要望をいたしております。

次に、2月4日に平成30年東京川棚会が開催をされました。今回も、東京及び近隣にお住まいの皆さんもお見えになり、67名の川棚町出身者の方々が参加をされました。来賓として波佐見町・東彼杵町・大村市の東京川棚会の会長さんも出席をされております。まず、川棚会の会長さんの挨拶のあとに町長さんの近況報告、総会のあと、懇親会に移り、新会員の紹介やアトラクションや川棚の特産品を含めた抽選会も行われ、「ふるさと川棚」の思い出話など、和気あいあいの中で1年ぶりの再会を楽しんでおられました。

また、翌日の2月5日には、クアーズテック本社と日本ハム及び日本フードパッカーを、町長さんと訪問をし、近況報告並びに意見交換等を行っております。

次に、2月13日に長崎県後期高齢者医療広域連合議会平成30年第1回定例会が長崎市で開催をされ、条例の一部改正3件、平成29年度の各会計の補正予算、平成30年度各会計の予算等を決定し閉会をいたしております。

その後、第69回長崎県町村議会議長会定期総会が開催をされております。総会に先立ち、全国議長会による自治功労者と優良議会特別表彰、小値賀町議会であります。への表彰伝達が行われ、その後、会務報告、議事に入り、平成30年度事業計画と歳入歳出予算、厚生年金制度への地方議会議員の加入実現を求める要望などの協議事項2件を決定し、そのあと「総会決議」を行い、閉会をいたしております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布をしました「議長諸報告」が、12月定例会以降、私が主に出席した会議であります。

その他、配布をしておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、12月実施分、1月実施分、2月実施分及び平成29年度定期監査報告書が監査委員から提出をされておりますので、後ほどご一読をお願いをいたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

(10:05)

議 長 次に、日程第4、新年度施策等の説明を行います。

町長から町政運営の所信と新年度予算の概要について、平成30年度施策

等に関する町長説明書をもとにした説明の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長 はい。

議長 町長。

町長 皆様おはようございます。本日、ここに平成30年3月川棚町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

平成30年度の各会計予算をはじめ、人事案件並びに条例の一部改正、その他の議案をご審議いただくにあたり、町政運営についての所信を申し述べますとともに、新年度施策についてご説明を申し上げます。

地方財政の指針となる平成30年度地方財政計画が、2月6日に閣議決定の上、国会に提出され、その内容が一般に公表されましたので、こうした状況を踏まえて本町の一般会計並びに特別会計の平成30年度予算を編成したところでございます。

平成30年度におきましても、新たなまちづくりの指針を定めた「第5次川棚町総合計画後期基本計画」並びに「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って、両計画の整合性を図りながら、まちづくりの将来像である、「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現を目指し、限られた財源の中、最大限の効果が得られるよう、予算編成を行ったところであります。

これらの予算の執行にあたっては、町議会のご理解とご協力のもと、町民の皆様方のご意見や要望をお聴きしながら、各分野における諸施策を力強く展開してまいりたいと、このように考えております。

また、特に、平成30年度は長年の懸案事項でありました、建築後60年以上を経過し、老朽化が著しく、改修等による耐震化や長寿命化が不可能である現在の本庁舎の建替えについて、新庁舎建設に向けて必要予算を計上し、取り組んでいくことといたしております。

この新庁舎建設につきましては、多額の費用をかけ平成32年度末までの完成を目指すものであり、近年には例がない大きな事業となります。

なおかつ、限られた財源とスケジュールの中、町民の皆様にも大変なご迷惑をおかけすることとなると思いますが、町民の生命と安全を守るための拠

点となる念願の新庁舎の建設に向け、総力をあげて取り組んでまいり所存であります。

それでは、平成30年度の主な施策について、川棚町総合計画の5つの基本理念に沿ってご説明を申し上げます。

1、健やかで安心して暮らせるまちづくり。

福祉関係事業として、かねてから取り組んできた各地区における「地域見守りネットワーク体制」の構築につきましては、概ね完了したところですが、これに加え、議会からもご提言をいただいておりますように、町内で事業活動を展開されている事業所の皆様にも、高齢者等の見守り活動に参画していただくことで、地域社会全体での支え合いの取り組みとなるよう、「川棚町高齢者等見守り活動パートナーシップ事業」の展開を図ることとし、昨年12月に協力の申し出をいただきました、8つの事業所と協定を締結したところであります。

そこで、協定を結んだ協力事業所は、日常業務や営業活動の中で、訪問先の高齢者等の異変を察知した場合、速やかに町や警察、消防などに連絡していただくことで、その後の関係者による迅速で必要な対応に繋がるものであります。

今後はこうした協力事業所と連携し、また、協力事業所を増やす取組みを行うなど、いっそうの見守り体制の充実に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

子育て支援の充実など少子化対策の施策につきましては、現行の「川棚町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が平成31年度までであることから、次期計画の策定に向けて作業を開始することにいたしております。平成30年度は、住民アンケートなどにより子育てなどに関するニーズ調査を行い、その結果をもとに平成31年度には次期計画を策定する予定といたしております。

また、保育料の第2子無料化制度など、従来から設けている単独事業をはじめ、「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた事業である、支給対象者を小学校就学前までから中学校卒業までに拡大した「子ども医療費助成制度」、助成対象者を従来の小学生までから中学生までに拡大したインフルエンザ予防接種費用助成事業、第3子以降の給食費の無料化、第3子以

降の出生後、1歳到達時にお祝い金を支給する「子育て応援金」など数々の事業についても、基本的に継続して実施してまいる所存であります。

障がい者福祉につきましては、「障害者総合支援法」の理念である、地域社会における共生の実現に向けて、各種障害福祉サービスを提供し、支援の充実を図ることといたしております。

また、障がいを持つ方や高齢のために援助を必要とする人が、いざという時に必要な支援や配慮を周囲に伝えるための「ヘルプマーク制度」につきましては、長崎県が平成30年度において早い段階で取り組むことといたしておりますので、本町においてもその実施に連携して、速やかに普及・啓発に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

保健・医療環境の充実につきましては、住民の健康増進を願い、特定健康診査、特定保健指導で生活習慣病を予防し、がん検診等各種検診事業において疾病の早期発見・早期治療に結びつけるとともに、各種予防接種事業等に取り組んでまいります。

なお、平成30年度から、高齢者の死因の大きな割合を占める肺炎の予防対策として、高齢者の肺炎球菌予防接種の補助を増額して、その拡大を図り、また、小学生までを対象としていた「フッ化物洗口事業」について、中学生までに対象を拡大し、口腔の健康づくり事業を推進してまいります。

介護保険事業につきましては、これまで同様、安定的な運営に努め、また、平成30年度からは、この3月に策定した第7次川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築を目指し、事業を展開してまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から国民健康保険事業の広域化がスタートし、このことにより県と県内市町が一体となって国保の運営を行っていくことになったところでもあります。今後、より安定的な財政運営を図るため県と連携して取り組んでまいります。

2、快適で安全な暮らしを支えるまちづくり。

交通・情報ネットワークの整備につきましては、幹線道路や生活道路の整備が重要であり、町道東臨港線歩道設置事業、町道上組西部線歩道設置事業並びに町道中倉線歩道設置事業につきましては、引き続き、社会資本整備総合交付金を活用し、実施することといたしております。

また、地域高規格道路「東彼杵道路」建設の実現に向けて、県や関係市町と連携を図りながら、国に対して要望活動を行ってまいります。

公共下水道の整備につきましては、事業認可区域の西小串地区の一部及び惣津地区の一部において污水管渠工事を進めてまいります。町営住宅の住環境の質の向上を図るための、町営住宅新町団地屋根外壁長寿命化改修事業につきましては、引き続き、社会資本整備総合交付金を活用し計画的に実施してまいります。

県営事業である川棚港に係る環境整備事業につきましては、本工事へと移行する段階となり、町民の皆様に喜んで利用していただけるようなスポーツ施設の整備となるよう、今まで以上に県に要望してまいりたいと、このように考えております。

また、その他の県営事業である川棚港白石地区の港湾改修事業並びに平島地区における川棚川河口護岸改良事業についても、早期完了を県に要望してまいりたいと考えております。

消防に関しましては、8月に開催される「第34回長崎県消防ポンプ操法大会」に東彼杵郡の代表として本町から第1分団が出場いたします。

既に、1分団は3月2日から出場のための訓練を開始しており、5ヶ月間という長期間にわたる錬成を経て出場いただくものでありますが、大会において立派な成績を収めていただくよう支援を行ってまいります。

防犯体制の充実として、防災行政無線を活用して防犯・交通等に係る情報を住民に広報することにより、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、2月に川棚警察署と「川棚町防災行政無線の活用に関する覚書」を取り交わしたところであります。

これによって、町民の生命や財産を脅かすような事件や事案が発生した場合は、警察と連携して速やかに防災行政無線を活用して広報を図り、被害を未然に防ぐよう対応してまいります。

3、豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくり。

豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくりのために、学校教育や社会教育の充実を図り、スポーツ・レクリエーション活動の振興に努めてまいります。

学校教育においては、従来から実施しているスーパーバイザーの活用によ

る学校活性化事業、サポートティーチャー及び特別支援教育支援員の配置について継続するとともに、支援を必要とする児童・生徒の増加に対応した人員の配置を行い、一人ひとりの適正に応じたきめ細やかな支援を行い、障がいの有無や度合いに関わらず、誰もが地域の学校で学ぶことができる「インクルーシブ教育」の推進を図り、さらに、家庭と学校との橋渡し役や調整役として活用しているSSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）についても、活用機会の充実を図り、不登校児童・生徒等の解消に努めてまいります。

小学校の英語教育については、平成32年度から正式教科としての実施が決定されておりますので、本町においては、先行して取り組むこととし、そのためのALT配置について1名増員し、英語教育の充実を図る所存であります。

中学生が、国際交流体験を味わいながら英語教育の充実を図る目的で、中学1年生全員を対象として平成29年度から開始した「イングリッシュキャンプ」については、大変好評であり充実した成果が得られましたので、継続して実施してまいります。

社会教育・体育施設の整備として、公会堂運営の事故防止・安全確保のため公会堂ステージ吊物設備の改修を行うほか、勤労者体育センターのトイレの洋式化改修を行います。

4、活力とにぎわいのあるまちづくり。

活力とにぎわいのあるまちづくりにつきましては、農林水産業、商工業、観光等のそれぞれの分野において振興を図るよう取り組んでまいります。

農林業につきましては、まず、農業・農村の有する多面的機能の維持を図り、農地中間管理事業について、農業委員会と連携して農地中間管理機構への集積・集約を進めるとともに、耕作放棄地の解消対策及び新規就農者の確保・支援に努めてまいります。

また、3月から委嘱をいたしました「地域おこし協力隊員」と連携して、新たな視点からの農業施策の展開を図りたいと、このように考えております。

県営事業の基幹農道川棚西部地区については、計画変更が生じておりますが、平成36年度完成を目指して、工事実施に係る地元説明会などの支援に

努めてまいります。

水産業の振興につきましては、引き続き、漁村再生交付金を活用して、三越漁港を整備するとともに、水産物供給基盤機能保全事業を活用し、老朽化した漁港施設等の機能保全について計画を策定することといたしております。

商工業の振興につきまして、空き店舗の活用に向けた補助制度を創設し、町内の空き店舗の解消に取り組むとともに、「地域おこし協力隊起業支援制度」を創設し、地域おこし協力隊員の活動期間終了後の町内における起業と定住化を支援してまいります。

また、引き続きスポーツ合宿を誘致する「スポーツツーリズム推進事業」に取り組み、スポーツによる交流人口の拡大を図ります。

5、住民と行政がともに歩むまちづくり。

協働によるまちづくりを推進するためには、住民と行政との情報、意識の共有化を図ることが重要であり、地区や団体の要請を受け、協働のまちづくり懇談会等を実施してまいりましたが、今後も地区や団体の要請に応じて開催をしてまいります。

健全で効率的な財政運営の推進として、平成27年に総務省から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の要請が発出されたことを受け、従来の決算書に加え、平成28年度決算分から、発生主義・複式簿記による企業会計的手法を活用し、財務書類等の整備について作業を進めてまいりましたが、その財務書類等が平成29年度中に完成する運びとなりました。

この発生主義・複式簿記による財務書類については、資産や債務の管理、コスト管理等に有効活用するとともに、ホームページ等において速やかに公表を行い、財政運営の透明性を高めてまいります。

また、下水道事業については、平成30年度から地方公営企業法の一部を適用し、従来の官庁会計方式から、経営の視点を重視する企業会計方式に移行することといたしております。

これを新たな契機として、企業会計方式の利点を活かして、下水道事業の経営状況を的確に把握して分析を行い、健全かつ安定的な経営を目指すよう、努力してまいります。

広域行政の推進につきましては、地方自治法に基づく連携中枢都市圏として、平成29年5月に佐世保市を中心とし、本町も含めて14の市町で構成される「西九州させぼ広域都市圏協議会」が発足しております。

この連携中枢都市圏は、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点形成を目的として設置されたものであり、発足後、連携可能な事業について連携協議を進めてまいっておりますが、平成30年度は最終的な連携事業を取りまとめる年となります。

これにつきましては、今までの協議を通して現れた各種連携事業項目のメリット・デメリットを十分検証した上で、本町において効果が期待できる連携事業を確定し、最終的には各連携事業を取りまとめた佐世保市との連携協約について、議会にお諮りし、ご決定をいただく予定といたしております。

石木ダム建設について。

石木ダム建設事業については、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消を目的として進められております。

これまで、起業者において、地域の皆様に対し説明がなされてきましたが、残念ながら一部の地権者の方について、未だご協力をいただけない状況にあります。

現在は、県において土地収用法に係る手続きが進められている一方、付替県道工事の着実な進捗に努められているところであります。

こうした中において、昨年も、九州北部豪雨を始め自然災害が頻繁に発生しており、特に川棚町においても過去に大きな災害を経験していることから、川棚川の抜本的な治水対策は喫緊の課題であります。

川棚川下流域には多くの町民の皆様がお住まいであり、住民の安全・安心を確保することは行政の責務でありますので、今後とも事業の推進に向け、長崎県、佐世保市と一体となって取り組んでまいります。

つづきまして、平成30年度予算の概要について説明を申し上げます。

一般会計につきましては、前年度比0.6%減の総額59億1,600万円となっております。

歳入の主なものとしては、1款町税は、総額で前年度をやや上回る12億1,600万程度と見込んでおります。

9 款地方交付税は、国の総額において減額が示されており、平成 29 年度実績をさらに下回ると見込まれますので、前年度当初予算額よりも 2.1% 程度、額にして 4,000 万円減の 19 億 1,000 万円と見込んでおります。

17 款繰入金は、前年度よりも 2,599 万 9,000 円減の 2 億 4,400 万 6,000 円としておりますが、今回、新たな基金繰入金として、新庁舎建設費に充てるため、「役場庁舎建設基金繰入金」を設け、3,900 万円を計上しているものであります。

つづきまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。2 款総務費は、前年度よりも 4,732 万 8,000 円増の 6 億 2,869 万 7,000 円を計上いたしております。この中において、今回、1 項総務管理費に新たな目として、新庁舎建設費を設け、新庁舎建設に要する経費として 3,900 万円を計上しているものであります。

3 款民生費は、前年度よりも 1 億 407 万 9,000 円減の 20 億 9,819 万 6,000 円を計上いたしております。

大きな減額となっておりますが、これは平成 29 年度当初予算において計上していた、「経済対策臨時福祉給付金給付事業費」5,522 万円並びに国民健康保険特別会計の財源不足を補填するための繰出金 6,000 万円がなくなったことが主な要因であります。

7 款商工費は、前年度よりも 8,412 万 4,000 円減の 1 億 6,150 万 7,000 円を計上しております。

これも大きな減額となっておりますが、国民宿舎くじゃく荘の建設費に係る起債償還が完了したことにより、観光施設事業特別会計への繰出金が減少したことと、かわたな「発見・巡る旅」整備プロジェクト事業が完了したことが主な要因であります。

以上が、平成 30 年度の一般会計予算の概要であります。

なお、一般会計及び特別会計の予算額は、別表のとおりとなっております。

結びに、平成 30 年度においても町民の皆様の福祉の向上のため、総合計画で掲げた「自然を愛し、くらし輝くまち」の実現のために、そして、総合戦略において掲げた諸施策の実施にあたり、最大限に効果をあげ、人口減少

に歯止めがかかるよう、職員と力を合わせて全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民皆様方のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で、町政運営についての所信と、平成30年度予算の概要等についての説明とさせていただきます。

次に、本定例会において、ご審議をお願いする案件は、人事案件1件、平成29年度一般会計補正予算（第6回）のほか6つの特別会計補正予算、条例制定1件、条例の一部改正6件、平成30年度の一般会計予算のほか6つの特別会計予算、その他1件となっており、提案件数は全部で23件であります。

それぞれの議案の内容につきましては、提案のつど説明をいたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議 _____ **長** これで新年度施策等の説明を終わります。

(10:35)

議 _____ **長** 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は6人です。これから通告順にしたがって質問を許可いたします。

(10:36)

議 _____ **長** まず、堀田一徳議員。

6 番 堀 田 皆さんおはようございます。議席番号6番、堀田一徳です。

質問を行う前に、本町のふるさと応援大使であります岩松了氏が、2017年に上演された優秀な戯曲に贈られる、第21回鶴屋南北戯曲賞に岩松了氏の「薄い桃色のかたまり」が選ばれました。平成30年1月24日に発表されました。謹んでお祝い申し上げ、今後のご活躍をお祈り申し上げます。

それでは第1問、ふるさと応援大使の活用は。

ふるさと応援大使とは、その土地になじみの深い芸能人等が任命され、ふるさとの魅力を発信しています。

活動内容として、日々の芸能活動等の合間に地元の情報をアピールしたり、地元の観光イベントに協力したりするものであります。

平成26年5月1日にふるさと応援大使設置要綱が制定され、本町の自然

や産業、観光、芸術文化、歴史及びスポーツを全国に広く発信し、本町のイメージアップを図るとともに、町政に対する助言や情報提供を得るため、川棚町ふるさと応援大使を置くとなっています。

ふるさと応援大使の発信力は大きく、今後も継続して魅力を発信していただくために、次の点を尋ねます。

①ふるさと応援大使に毎年本町の特産品を送ったり、広報誌、イベントなどの情報提供は行っているのか。

②本町のイベントに出席してもらえるような要請はできないか。

③ふるさと応援大使を増やす考えはないか。

2 問目、結婚祝い金の創設について。

本町では平成12年から人口が減少している。少子化対策として、町主催で婚活イベントを実施し、年に10組のカップル数を目標に取り組んでいます。

昭和50年に出生数が240人、平成26年には110人と大幅に減少している。「まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のためのアンケート調査」によると、「行政に取り組んでほしい結婚支援事業」では、45.6%が「結婚祝い金などの経済的支援」との結果が出ています。

新婚世帯の住宅取得費用や住宅賃貸費用及び引越費用は支援されていますが、若者世代の婚姻夫婦を祝い、定住を促進するため、結婚祝い金の創設はできないか。以上、質問をいたします。

議 長 町長。

町 長 堀田議員のご質問にお答えいたします。ただいま議員からは2項目に渡ってご質問いただきましたので、まず「ふるさと応援大使の活用は」ということの質問にお答えいたします。

川棚町ふるさと応援大使につきましては、本町のさまざまな情報を広く全国に発信していただくため、平成26年5月に川棚町出身の劇作家で演出家、俳優、映画監督とマルチに活躍され、全国を駆け回っておられます岩松了氏を、平成26年5月に任命をさせていただいたところであります。

岩松氏には川棚町を紹介した名刺を作成しお渡しをいたしておりますので、全国各地に出かける場合には、川棚町のPRに活用していただくようお願いをしているところであります。そこで①のふるさと応援大使に特産品を

送ったり、情報提供をしているのかとのお尋ねであります。特産品につきましてはそのおいしさを広めていただくよう、長崎和牛や川棚産ナマコ、小串トマトを定期的を送っているところであり、情報提供につきましては毎月町の広報誌などを送付しているところでもあります。

続きまして②の町イベントに出席要請できないかとの質問であります。これまでふるさと応援大使の岩松氏をお招きしたのが平成26年5月に、町制施行80周年記念事業の一環として開催した、長崎を舞台とした主演映画「ペコロスの母に会いに行く」の川棚町上映会であり、併せてふるさと応援大使任命式を行い、町民の皆様へ広く周知を図ったところでもあります。そこで、今後のイベントへの出席要請につきましては、そのイベントがふるさと応援大使を要請するのにふさわしいかどうかということではないかと考えており、ふさわしいイベントがあれば要請は可能と、このように考えております。しかしながら、大変お忙しい方なので、スケジュールの調整や本人の意向もあり、現実的には要請しても出席はなかなか厳しいのではないかと、このように考えております。

続きまして③の「ふるさと応援大使を増やす考えはないか」とのご質問につきましては、川棚町ふるさと応援大使設置要綱において、川棚町の情報を広く発信するとともに、町政に対する助言や情報提供を得るためふるさと応援大使を置くとしており、そのような目的を達成するために適任の方がいらっしゃいましたらならば、新たに任命をすることも考えられますが、今のところそのような対象者が見つからないのが実情であります。

続きまして結婚祝い金に関するご質問にお答えいたします。結婚祝い金制度につきましては、県内では新上五島町だけありますが、全国でもいくつかの自治体に取り組んでおり、未婚者の婚姻を奨励するとともに、若者の移住・定住促進を図る施策の1つとして考えられております。

本町におきましては、経済的理由で結婚に踏み出せない若者の割合が高いとの国の調査結果を受けて、その若者達の後押しをすることで少子化対策や移住定住につなげる施策として、引越し費用や住宅費用の一部を補助する結婚新生活支援事業を、平成28年度から実施をしているところでもあります。そして今年度は、本事業の補助額の上限を18万円から24万円に引き上げるとともに、補助要件の世帯所得も300万円から340万円未満に緩和

し、実施しているところであり、さらに平成30年度は補助額の上限を30万円に引き上げる方向で準備を進めているところでもあります。

そこで、結婚を奨励するために、結婚祝い金制度の創設はできないかのご提案ではありますが、既に同様の目的で結婚新生活支援事業を実施しておりますので、新たな制度の創設は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、昨年9月の定例会の決算審査特別委員会委員長報告につきまして、委員会の意見として婚活事業において成立したカップルが、結婚して居住する場合に祝い金を支給するなどの制度について検討されたいとのことでありました。現に婚活事業への参加者が少なく、運営に苦勞しておりますので、ご提案について担当課に検討させているところでもありますので、何卒ご理解をお願いいたしたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 町長からご回答をいただきました。ふるさと応援大使の件ですけど、特産品辺りを定期的を送っていらっしゃるということで、トマトだったりナマコだったり、あるいは長崎和牛だったり、大変ありがたいなと思っております。広報誌も毎月送っていただいているようでございます。ただ、やはり、先ほど町長がお話をされましたように、岩松了氏も大変忙しい方でございますので、なかなか同じくそういったものを、届いて食べていらっしゃるのかどうかという回答をもらっておりませんので、よくわからないんですけど、イベント辺りの情報といいますかね、町内で送っている、行っているイベント等の情報等は、案内はされているんですか。広報誌だけで案内をされていると思うんですけど、町内であっているイベントの情報はどうしていらっしゃいますか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。町内で行っているイベントについては、広報を毎月送っておりますので、承知をされていると思います。しかし、それぞれのイベントの案内についてはこれまでしたことはありません。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 そういったイベントの情報もですね、一緒に送っていただければと思います。

2番目と、今のイベントと関係するかと思えますけど、先ほど町長の答弁ではふさわしいイベントであるかどうかというふうな話がありましたけど、毎年5月5日にくじゃく祭りを行っておりますけど、くじゃく祭り辺りに出席の要請はできるんじゃないかと思うんですけど、その辺りはどうでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。さっきの議員の質問ではですよ、2つ質問がありまして、まず、町内のイベントの情報を提供しているかと。それについては毎月広報誌を送っているんで、それで承知をされているのであらうとお答えしました。

それから、もう1つの質問はイベントに案内をしているのかということの質問でしたので、それはしておりませんと、こういう答弁をいたしました。そのことをちょっと確認をしておきたいと思えます。

それから、くじゃく祭りの出席について要請をしたらどうかということで、今ご提言をいただきましたが、そういったことも考えてもいいのではないかとも思われます。ただ、このふるさと応援大使を任命した目的には、川棚町を町外にPRしてもらうということが一番の目的でありますので、川棚にお招きしてもその効果はどうだろうか。しかし、その祭りが盛り上がることは確実に期待できますので、そしてまた、そういったことによって岩松了さんが川棚町の出身者であるということがまた広報誌に取り上げて、それが町外の皆さん方が知る機会になればPRにつながりますので、今後、検討したいと思えます。

しかし、実は東京川棚会にも毎年来ていただいておりますけれども、今年も残念ながら欠席でございました。今の彼はいろんな分野で活躍をされており、特にその日は舞台の最終日で打ち上げもあるというようなことから、懇親会も出席ができないという電話をいただいたところであります。

それから付け加えて答弁いたしますが、先ほど川棚町産の特産品を送っても、果たして食べていらっしゃるのかどうかというのような質問がありましたが、実は先日も電話をいただきまして、ナマコをありがとうございました、どうですかおいしかったですか、おいしかった、しかし、妻が料理に苦勞しておったようです、そういったお話をいただきまして、確実に川棚町産

の特産品はご賞味されていると、このように思っております。以上でございます。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 そういうことなら大変うれしい限りでございます。なかなかですね、先ほども言いましたように忙しい方でございますので、要請をするとなると1年ぐらい前からお話をしておかないとなかなか難しいだろうと思います。

3番目のふるさと応援大使を増やすということですが、確かにふるさと応援大使というのは川棚町外で活躍をしていらっしゃる方に、川棚町のことをいっぱいPRしてもらおうということが一番の筋だと思うんですね。ただ、この要綱によりますと、確かにそういうことが書いてあるんですけど、1つ、これは案かもしれませんが、例えば、要するに川棚生まれ、あるいは川棚育ち、それから現在も地元で生活を営んで川棚のことが大好き、あるいは大学進学や就職と同時に川棚を離れ、別のところに住んでいますけど川棚が大好きである。あるいは川棚に住んだことはないけど、仕事場が川棚にあり、本町の風景や雰囲気が大好きな人、あるいは川棚に親戚があり、本町のイベントにときどき参加をしている人、あるいは川棚のことが大好きな方、こういったことで応援大使を増やす考えみたいなのはありますか。

議 **長** 町長。

町 **長** ありません。今、議員からいろんな条件を話されましたけれども、そういった方はたくさんいらっしゃるのではないかと思います。だからそういった人達を大使に任命するとなりますと、要綱に定める主旨等もありますので、ちょっと難しいかなって思いますが、もう少し具体的にご提案をいただければ助かります。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 今の要綱ではそういうふうな、ずっとですね、本町とゆかりのある者とか、本町の地域振興に取り組む個人又は団体というふうに要綱としては書いてありますね。そういった中でもたぶん該当するのではないかと思います。数をいっぱいにすると、先ほど町長がおっしゃいましたように、何十人、何百人となる可能性もあります。ただ、これはやっぱり、そこは選んでもらって、5人なら5人とか、そういうことでしてもらえば一番

いいかなと思うんですけど、1つですね、ネットを見ていましたら、川棚町出身で小口彦太という方がいらっしゃるんですね。その方は1947年1月8日生まれの方です。現在、2016年から東京都にあります江戸川大学の学長をされているんですけど、ただ川棚出身というだけで、わかりません。ただ、1947年といいますと、私より2つ上だと思うんですけど、たぶん町長と同じ年代じゃないかと思うんですけど、ご存じだったら教えていただきたいと思います。すみません、そういう方がいらっしゃいます。それで、町長がご存じかどうかお尋ねをいたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。残念ながら存じ上げておりません。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 確かに川棚町出身でどこの地区かは私もご存じではありません。経歴だけを見ますと、川棚町出身とだけしか書いてありませんので、だから、町長と同じ年代だったらご存じかなと思って質問したわけですけど、そういう方も、江戸川大学の学長さんですので、大学生がいらっしゃるわけですね。そうすると、その方達に、その方になってもらうのであれば、大学生辺りに川棚町の周知ができるのではないかと思うんですけど、そういう要請をする考えはありませんか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。発想としては理解できますけど、急にそう言われても、ああそうですかということには、答弁できないと思います。まず、今名前を聞きましたけど、東京川棚会にもたぶん入っていらっしゃるんじゃないかと思えます。だいたいそういった方は、東京川棚会に入っていたいただければ大変助かるんですけども、せっかくそういうお話をいただきましたので、しかも同級生となりますと、もしかしたら昔知り合いだったかもということになるかもしれませんので、まず、調査をしてみたいと、このように思います。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 そういうことで、もし応援大使、了解を、調査をしてですね、了解をしていただくようであれば、お願いをしたいと思います。

次に、結婚祝い金の創設についてですけど、確かに町長がおっしゃいまし

たように、新婚世帯辺りの補助は十分にできております。結構国内でもですね、結婚祝い金を出してあるところが何十ヶ所かあります。その金額として、3万円から100万円までの結婚祝い金を出していらっしゃる場所があります。ただ、3万円ですと、町内で結婚をされた方は3万円ですね、そしてどちらかが、要するに他町から来られた方、あるいは新規で夫婦とも来られた方には10万円というふうなことをされている町もございます。あるいは、その土地の商業の発展をさせるために商品券をですね、多いところで10万円ですか、そういったところもございます。だから言いましたように、定住を促進して人口減少を防ぐためには、やっぱりそういうことも必要ではないかと思うんですね。現にアンケートの中で、45.6%が結婚祝い金の創設、祝い金などの経済的支援ということになっておりますので、やっぱり考えられないですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。今、行政の課題というのは、いかにして人口減少に歯止めをかけるかということではないかと思えます。特に川棚町はですね、合計特殊出生率が1.36ということで、これはちょっと古い資料、統計の資料なんですけど、1.36ということで県内でもワースト3でございます。そしてまた、女性の結婚適齢期の未婚率、女性の結婚適齢期というのは25歳から34歳というふうなことに統計上定められておりますが、これの未婚率がですね、47.数%で、2人に1人は結婚適齢期でありながら結婚されていないという、そういった状況があります。したがって、こういった方達をまず結婚してもらうことが大変重要なことだというふうに認識はいたしております。そこで、先ほど言ったような事業を展開をしておりますして、補助額も30年度から増額をしようといたしております。

そういった中で新たに祝い金制度を設けてはどうかというご提言があつておりますが、これについては町でもこれまで議論をしておりますして、事務事業評価などをいたしております。その事務事業評価の中ではいろいろ議論をしておりますけれども、今の新たにそういった制度を設けるよりも、今の事業の補助制度の有効活用を図るべきではないかというような結論が出て、予算計上には至っていないのが現状でございます。以上でございます。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 確かに町の財政も厳しゅうございますので、なかなかですね、そういうことができないだろうと思います。ただ、先ほど町長がお話をされましたように、30年度、今まで24万だったのが30万に増額をされるということです、それでよしじゃないですけど、先々ですね、そういった、どうしても必要になろうかという時期が来るかと思うんですね。そのときは、やはり今言ったような結婚祝い金の創設を考えていただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

(1 1 : 0 4)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 0 4)

(…休 憩…)

(1 1 : 1 5)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、久保田和恵議員。

4 番 久 保 田 議席番号4番、久保田和恵です。通告文にしたがい3つの一般質問を行います。

まず第一に、国民健康保険税の減免について尋ねます。

サラリーマンなどが加入する被用者保険は、子どもの人数が増えても保険料は変わりませんが、市町村国保は、世帯内の加入者の数に応じて賦課される均等割があるため、子どもが増えると当然保険料が上がり、子育て中の世帯にとってはかなりの負担であり、子育て支援に逆行することになります。

国保加入世帯の、18歳未満の子どもがいる世帯の第3子以降の子どもの均等割を、所得制限なしに全額免除する考えはないか尋ねます。

第二に、おたふくかぜ任意接種に対する補助について尋ねます。

おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）は、5歳前後でかかることが多い病気です。比較的軽い感染症というイメージがありますが、無菌性髄膜炎、脳炎、精巣炎、睪炎などの重篤な合併症を起こすことがあります。特に発生頻度が高いのは難聴であり、子ども達の将来に大きな影響を及ぼしかねません。重い合併症が発生しないように、接種に対して補助する考えはありませんか、尋ねます。

第三に、ベビーセンサーについて尋ねます。

これまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまうSIDS（乳幼児突然死症候群）があります。日本での発症頻度はおよそ6,000人から7,000人に1人と推定され、生後2ヶ月から6ヶ月の乳児に多く発症しています。

保護者が安心して子育てできるよう、赤ちゃん誕生の際にベビーセンサーを支給する考えはありませんか。また、保育所や認定こども園が安心して保育できるよう、ベビーセンサーを設置する考えはありませんか。以上、お尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 久保田議員の質問にお答えします。ただいま議員からは3項目に渡ってご質問いただきましたので、まず、国民健康保険税の減免についてのご質問にお答えいたします。

この問題につきましては、平成30年2月現在で、本町の国民健康保険被保険者における18歳未満の子どもがいる世帯で、第3子以降の子どもがいる世帯数は33世帯あり、対象被保険者は47名となっております。その対象者の均等割賦課額を見てもみますと、合計で約137万6,000円となっており、ここでは既に低所得者に対する7割、5割、2割軽減が入った賦課額となっております。この軽減額は法で定められた県・町の負担金で補填されているところであります。

議員が提案された減額を行うとした場合、さまざまな問題点が生じるものと考えております。まず、1つ目として、減額分を何の財源で補填するかという問題であります。県の補助はありませんので、一般会計からの法定外繰入とした場合、一般の方々の税金が投入されるという問題が生じます。また、保険税でまかなう場合、対象とならない被保険者の方々にもその減額分の負担をしてもらうこととなります。

2つ目として、国民健康保険事業では複雑な国保税の計算仕組みとなっており、電算システム活用なしでは考えられません。そこで、電算システムの改修費用も新たに必要となり、その財源についても1つ目の説明と同じ問題が生じることとなります。

3つ目として、国保は異動が頻繁にあります。この減額を行った場合、第3子目が誕生したとき、また、18歳に達したときの保険税変更等の対応を

考えると、事務が非常に煩雑となり、事務に支障が出るのではないかと、このように危惧します。

4つ目として、大規模な制度改正により、平成30年度から国保の広域化が始まりますが、県内どこの市町に住んでも同じ保険料を目指す中、本町だけが特殊な減免、あるいは免除制度を創設することは控えるべきであると、このように考えます。これらの問題点から、第3子以降の国民健康保険税の均等割を全額免除することは非常に難しいものと判断しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に2項目目の、おたふくかぜの予防接種に対して、助成する考えはないかのご質問についてであります。議員からは平成28年12月議会において、同様のご質問をいただいております。その折には厚生科学審議会予防接種部会で継続して検討が続けられるということで、今後も国の動向などを踏まえて、また、財政的な見地から助成のあり方も含め、その方向性について研究していきたいと考えております。このように答弁をいたしております。

その後の国の動向についてであります。前回質問時と何ら変わっていないようであります。その当時、厚生科学審議会予防接種部会で広く接種することが望ましいとされていた水痘、成人用肺炎球菌、B型肝炎、おたふくかぜ、これら4つのワクチンのうち水痘ワクチン、B型肝炎ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチンについては、既に定期予防接種として開始されておりますが、残るおたふくかぜワクチンについては、現在も継続して検討が続けられております。

その要因としては、現在国内で使用可能なワクチン株による安全性の問題等が挙げられているようであります。したがって、現在おたふくかぜの予防接種は任意接種という位置付けであります。任意の予防接種は、被接種者及び医師の責任と判断によって行われるものであり、行政が勧奨するものではないと、このようにされております。

次に、他市町の助成状況ですが、現在長崎県では助成している市町はないようであります。九州管内ではいくつかの市町村で助成されているようですが、厚生労働省の正式な調査は平成22年以降行われておりません。

以上のことから、前回と同じ答弁になりますが、おたふくかぜワクチンの

予防接種助成に早急に取り組む考えはありませんが、今後も国の動向を見守っていききたいと、このように考えております。なお、今後の厚生科学審議会の結果、定期予防接種化が決定した場合には、円滑に予防接種事業が開始できるよう、準備をしていききたいと、このように考えております。

続いて3項目目の、ベビーセンサーについてのご質問にお答えいたします。厚生労働省によるとSIDSとは、何の兆候や既往歴もないまま乳幼児が死亡に至る原因のわからない病気で、窒息死などの事故とは異なると、このようにされております。また、平成28年には109名の赤ちゃんがSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第3位となっているようであります。厚生労働省においてもSIDSや窒息死の注意喚起をホームページやチラシなどを使って行っており、本町においても母子健康手帳にSIDSの予防記事を記載し、赤ちゃん学級においてもSIDSについての説明をいたしております。また、チラシを窓口カウンターに設置するなど、注意喚起を行っているところであります。

次に、ベビーセンサーについてであります。乳幼児の異常をセンサーで感知する仕組みとなっており、センサーパッドを敷くタイプや、おむつなどにクリップでつけるタイプなどがあり、金額は1万円台から3万円程度が中心で、高いものは十数万円になるものもあるようであります。出生の際、ベビーセンサーを支給することは考えておりませんが、今後も赤ちゃん学級やチラシ、広報誌等による啓発活動に力を入れていききたいと、このように考えております。

後段では保育所認定こども園が、安心して保育できるよう、ベビーセンサーを設置する考えはないかとの質問ですが、保育園や認定こども園の各園では、乳幼児の睡眠時におけるSIDSや窒息死の事故防止については、常に注意を払われており、園児の睡眠時には、保育士が保育室に必ず在室し、うつ伏せ状態の場合や仰向けに体制を整えるなど、園児の睡眠状態を時間ごとに観察し、しかも園児ごとに記録するなどの対応がとられているようであります。2月1日に成立した、平成29年度の国の補正予算では、保育所等事故防止推進事業として、保育所等において睡眠中などの場合で発生しやすい事故を防止するため、乳幼児の呼吸や心肺の動きの低下や、身体の動きの回数の低下、うつ伏せ寝状態等を感知した場合に、アラームやランプにより警

告するなど、事故防止に活用できる備品購入のための補助事業が実施をされる予定でありますので、この補助事業を活用して保育園や認定こども園と協議の上、今後ベビーセンサー等の設置を検討することといたしております。以上でございます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 では、再質問をさせていただきます。1 問目から順に行っていきたいと思います。今年度の条例で健康保険の都道府県化によって医療分の所得割率が0.6ポイント、それから人にかかる均等割が医療分で1,000円、平等割が同じく医療分で1,500円引き下げられます。このことは今まで県下一高かった本町の保険税が負担緩和されたということで、私はこれは評価したいと思いますが、これはあくまでも今までが高すぎたということで私は思っております。しかし、このモデル案で示されるようにですね、所得150万円、そして40歳以上の夫婦二人と子どもの1人の場合、3万1,500円引き下げられはしましたけれども、39万7,200円、これは私の感覚では高いと思いますが、町長はどう思われますでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。質問の通告では、そういう部分に話が発展することは想定しておりませんで、その39万7,000円が高いか低いか私が思うんじゃないかと、制度上そういう金額になっていると私は認識をいたしております。以上でございます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 制度上なっているからこれで仕方がないというふうな考えだと私は思います。そうしたらですね、先ほど所信表明の中で子育て支援の充実など、少子化対策の施策について事業を展開していくというふうにおっしゃいました。ではですね、国保のことは十分ご存じだと思います。じゃあ子どもが1人増えると均等割がいくら増えると思いますか。医療分です、ね、1,000円下がったとしても均等割で2万8,500円。それから後期高齢者支援分で8,400円の均等割が一気に増えるわけです。子どもが1人増えると3万6,900円。それから子ども2人増えて、子どもが3人になった場合ですね、2人増えたときに7万3,800円。これが加算されていくわけです。ご夫婦2人、子ども3人になると47万1,000円に

なります。このことは、私はこの子ども、先ほども堀田議員の一般質問の際におっしゃった川棚の出生率は1.36人、県内でワースト3とおっしゃいました。しかも、未婚率も47.3%で2人に1人が適齢期に結婚していないというふうにおっしゃったと思います。やはり、子どもを産むということは、それだけお金がかかるということです。一番大事な命を守るところの国保税がこれだけ高くなるということが、私は少し町長の認識は薄いんじゃないかと。こういう質問が来るとは思わなかったということを、想定していなかったとおっしゃいますけども、私が国保税のことを言うということは、金額のことも言うというふうには思われてませんか。感覚です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 先ほど申しあげましたように、通告文書からはそこまでは想定できませんでした。以上でございます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 じゃあですね、所得150万円ということは、収入に換算したらいくらと思われませんか。これを収入に逆算していきましたら315万です。そして、年金がまた18年度に150円上がるんです。そしたら国保と年金と合わせてですね、子ども3人、夫婦2人の若い世代になると86万3,160円で、収入の27%がこの国保と年金で消えていってしまいます。その残りではほかの税金を払い、それから値上がりした食費で子ども達を育てる。そういうふうなことになるので私は、先ほど町長がおっしゃった低所得者に対してはそれなりの、何て言うのか、手当がしてあるとおっしゃいますけども、だから私は所得関係なしにこの均等割を減らしてほしいというふうに言いました。このことに対して、やはり若者の生活は大変なんだという認識は持たれますか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。先ほども言いましたように、久保田議員からは18歳未満の子どもがいる世帯の第3子以降の均等割を減免できないかと、そういうご質問をいただきましたので、それについてはできかねますと。そしてなぜならばということで、4つのことを答弁として申し上げたわけでございます。一問一答方式でありますのでそういった、私の答弁に対して質問をいただければ答えることができるわけですが、先ほど言いました

ように想定外の質問でありますので、そういう準備をしておりません。以上でございます。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 じゃあ、先ほど町長の答弁の中で、この第3子の子ども数が47人で、137万6,000円、これを一般会計から繰出すのは、被保険者とか対象になっていない人の税金も使うからというふうにおっしゃいましたけど、いずれは皆さん国保に移動していくわけですから、そして子ども達の、川棚町の子ども達を安心して産めるためには、やはり皆で支えていくということは大事だと思います。それから、その大きな制度の改革によって、本町だけが減免制度は控えるべきだとおっしゃいましたけども、都道府県化されても町の徴収とか、決め方とか、そういうものまでは手をつけられていないはずだと思います。それは市町村が、自分達の独自でやっていいというふうにはなっていると思いますけど、そうではないでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい、お答えします。広域化後の税率については、もちろん市町村独自でございますが、それについては県の方で標準税率が示されまして、それに基づいて町独自でまた判断をしながら議会に提案するという、そういう方式でございます。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 今おっしゃったように、町でできるわけです。そして、国保の軽減については全国知事会が国に対して要請していると思いますが、その内容はご存じでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。存じ上げておりません。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 とても残念だと思います。27年の1月8日、全国知事会が国に提出しています。緊急要請で。この中で子育て支援の観点から子どもにかかる保険料の均等割の軽減を要請しています。このことを十分ご承知願いたいと思います。確認していただけますでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。27年ということですので、確認はいたします

が、たぶんそういった要請を受けて今度の広域化等がなされて、そしてその中に国の財政支援もこれまで以上に多く支援がなされていると、このように私は理解をいたしております。以上でございます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久保田 確かに、これから都道府県化に向けて100%納付して行かなければいけないという大きな課題がのしかかってくるわけです。そういう中でもですね、やはり全国の知事会では子育てに逆行する政策を、子育てをしやすいようにするために、やはり均等割の減免は訴えているし、それから全国の中でも均等割を全額免除したり、一部免除したりとするとところが増えています。だから、今後私の町でもそういうふうなことを取り組んでいくべきだと思います。

そして先日ですね、行政側から川棚町公共施設等総合管理計画の説明を受けました。そのとき人口の今後の見通しが、平成27年から私は計算してみましたけども、平成52年まで3,108人が減るというふうに見込まれています。その中で、0才から14歳までの子どもが722人減少します。それだけ減少していくということは、結局将来、生産年齢も減少していくということで、この川棚町にとっても厳しい状況になると思いますので、厳しい財政の中ではありますが、考えていくべきだと思います。そして先ほども言いましたように、国のガイドラインではですね、あくまでも技術的な助言であるということ、この国民健康保険の都道府県化はですね。やはり予算の決定権とか、それから賦課の平等、保険料に賦課決定などの権限、そういうのは市町村にあるとしておりますので、これは私達の町の独自のやり方でもやっていけると私は思いますので、将来的に考えてもらいたいと思います。

第二に移ります。おたふくかぜの任意接種について、私は28年の12月議会でも言いましたけども、国が定期接種しない限り補助は考えていない、補助をするということでは何かがあった場合に、町が責任を負わなければならないということを付け加えておっしゃったと思います。私が新聞の記事でですね、読んだことの中身は、このワクチンによつての副作用、これは0.05ポイントで、実際におたふくかぜに発症するよりも、発症頻度は少ないというふうになっています。そして先ほどおっしゃったように自治体も補助をしているところがありますし、小児科の関連団体でも定期接種無料化を国に

要請しています。先ほど町長の施政方針の中で3ページに書かれている、各種予防接種事業などに取り組んでまいりますっていうふうに書かれましたので、私はここで期待していましたが、期待外れということですね。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。それは議員の捉え方だろうと思います。まず、壇上で答弁いたしましたのが、要はこれが定期予防接種になっていない、未だに任意予防接種だということであります。なぜ定期にならないんだろうかということで、いろんな資料を見てみますと、やっぱり特にワクチン株の効果と安全性について、まだ議論が進められていると。これがまとめられていないところにあるようであります。したがって、現在任意の予防接種でありますので、任意の予防接種については医師といわゆる被接種者が十分検討して接種すべきであって、町が、行政が推進をしてというようなことではないんだということで、法律もそういった考え方がありますので、今回このような答弁をさせております。したがって、一番最後に申し上げましたように、これが定期の予防接種になりましたら、ただちに対応できるように準備をしていきたいと、このように申し上げたところであります。ご理解をいただきたいと存じます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 先ほど言いましたように、実際におたふくかぜになって発症する無菌性髄膜炎よりも、副作用による方が頻度が低いというデータも出ています。それから、おたふくかぜによって難聴者、おたふくかぜによる難聴者がですね、2015年から16年の2年間で336人。そのうちに、261人はピアノの音が聞こえない。こういうふうな子どもが実際出ているわけです。子どものときに発症しないで、大人になって発症した場合は、もっと重篤な状態になるということですので、接種を補助するということは、接種をしたいという気持ちがある保護者に対しても補助はしない、やっぱり一律に定期接種にならないと補助はしないという考えに、お答えに変わりはございませんか。したいという人にも補助はしないという考えですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 町の交付金をいわゆる支出する制度でありますので、希望者に助成をするという、そういった制度構築には決してならないんじゃないか

とこのように思います。以上でございます。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 では先ほどおっしゃった、国が定期接種を進めた場合には、それに応じて準備をしていくということで、そういうふうに私も捉えていきたいと思います。

最後にベビーセンサーについて尋ねます。先ほど川棚町の出生率は1.36人、そしてこの施政方針の中から、中を読んでいけばですね、やはり赤ちゃんを2人、3人産んでいって、いろんな補助が受けられるというふうになります。ただども、私達の町の赤ちゃん一人ひとりやはり大切な命に変わりはない。1人目にだって補助はしてほしいと思います。しかも、25歳から34歳の適齢期に結婚する人が2人に1人、その後結婚して赤ちゃんを産む人にたくさん産んでほしいという気持ちはあっても、やはり生活環境とか、健康的なこととか考えれば2人、3人は望んでも産めない。1人しか産めないという人に対しては、やはり平等に、それこそ交付金で平等に補助をすべきだと思います。先ほどはする考えはないというふうにおっしゃいましたけど、再度お尋ねします。それでもする考えはありませんか。

議 **長** 町長。

町 **長** 質問の意味がわかりませんので、もう1度お願いします。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 この施政方針の中にはいろいろ給食費の無料化とか、第3子の出生費、それから1歳到達時のお祝い金とか、いろんな施策がありますが、やはり適齢期に結婚をして、丈夫な赤ちゃんをたくさん産めない状態、高齢出産とか、そういう方達にとって2人目、3人目って産むということは大変なことだと思います。だから、1人目の赤ちゃんからこういうふうな町の補助が出るような仕組みにするためには、1人目の赤ちゃんからベビーセンサーを支給してほしいって意味です。

議 **長** 町長。

町 **長** はい、質問にお答えします。ベビーセンサーについては、先ほど答弁では3人目から支給するとかという答弁をしておれば、今のよう質問になろうかと思いますが、これについてはそのような答弁をいたしておりません。町ではそういったことについては支給するのではなくして、今

後も赤ちゃん学級やチラシなど、広報誌によるそういった啓蒙活動に力を入れたいと、こう申し上げておりました。保育園等においては今度の国の補助事業を活用してそういった設置ができるか検討を進めたい。こう申し上げておりましたので、今のような質問にはならないと思いますけど、お答えはできません。以上でございます。

議 長 久保田議員。

4 番久保田 私も啓蒙活動は理解しましたよ。チラシとか、母子手帳、それから母親学級、それからカウンターにチラシを置いて啓蒙・啓発活動に力を入れていくっていうふうにはおっしゃいました。けども、1人目の赤ちゃんにも町の補助が下りるような、1人目から実際にベビーセンサーおむつにつけるのは8,000円ぐらいと書いてありましたけども、1人目、3人目というのは、産みたくても産めない状況で1人産まれた赤ちゃんに対しても町の交付金で補助をしてほしいというふうに私は言ったつもりであります。伝わらなかったのは私の力不足であります。

それと保育所に国の補助が、補助事業としてきそうだから、それを活用して検討するっておっしゃいました。川棚町内の0歳から1歳までの赤ちゃんは定員が50人で、今55名ほど預けてらっしゃる。保育士の方がですね、園児のそこから離れないでうつ伏せとか呼吸、心拍、そういうのに見落とさないようについてらっしゃるから大丈夫だというふうにおっしゃってますけども、赤ちゃんの無呼吸の状況は20秒が勝負だそうです。そのことを、赤ちゃんを見ている保母さん達が見落としした場合に、保育者としての責任を感じるでしょうし、園としての責任も感じられると思います。国の補助を待つのではなくてですね、私の町の大きな保育の力として、これを国に先駆けてする考えはありませんか。もう1度尋ねます。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。まず、ベビーセンサーを支給することについては現在考えておりませんと、こう答弁をいたしております。だから1人目とか3人目とかそういったことについては議論が及ばないのではないかと思います。それから、今、保育園での対応についてご質問がありましたが、これについては29年度の補正予算でありますので、保育所、保育園等がそういった事業を導入したいということであれば、ただちにできるものだ

と、このように私は理解をしております。そういった答弁をしたつもりであります。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 確認です。保育所からの要望があれば取り組む、そういうふうなお考えということで捉えていいということですか。

議 長 町長。

町 長 はい、あくまでも保育園とか、認定こども園等を対象としている事業のようでありますので、保育園がまずどう取り組むかということになろうかと思えます。この補助事業で希望があれば早急に取り組んでいきたいと、こう先ほど答弁したつもりであります。以上でございます。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 希望があればではなくて、川棚町の方からこういうふうに取り組もうと思うから、ぜひこちらから訴えていってほしいと思えます。そのような回答がいただけましたので、私はこの一般質問を終わりたいと思えます。

(1 1 : 5 6)

議 長 終わりですか。

4 番 久 保 田 はい。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 5 6)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、田口一信議員。

2 番 田 口 議席番号2番、田口一信です。3点質問をいたします。まず1点目ですが、女性消防団員についてであります。

女性消防団員は、本部分団のみに現在配置されておりますが、各分団にも女性を入団させることによって、現在充足されていない消防団員の定員の充足に資するのではないかと思いますので、その点についての質問をいたします。

2つ目は、自主防災組織についてですが、自主防災組織における訓練の充

実についてであります。すみません、今3点目と言ったかな、2点目です。2点目は自主防災組織における訓練の充実についてであります。自主防災組織は、町内のほとんどの地域で組織されておりますけれども、訓練などの活動について、やはり町の支援が必要ではないかと考えております。地域によって災害の要因とか、災害の形態が異なるわけでありますので、そういった地域に応じた訓練の仕方を支援すべきではないかと思っておりますので、そういった町の支援についてお伺いいたします。

3点目は手話の普及についてであります。

聴覚言語障がい者には、手話による情報伝達が災害のときなどは効果を発揮すると思えます。手話というものは遠距離、すなわち声の届かない距離でもあるいは騒音の中でも伝達できるというメリットもあるわけであります。そこで、防災の観点からも、できれば町民全体に手話を普及することによって、防災効果が発揮できると思えますので、そのために手話言語条例を制定してはどうかと思えますので、この点をお聞きします。質問は以上でございます。答弁をいただいて、あとは質問者席から少し詰めた議論をさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 田口議員の質問にお答えします。ただいま議員からは3項目についてご質問いただきましたが、まず、女性消防団員についてのご質問にお答えいたします。

本町の消防団員数は定数290人に対しまして272人であり、そのうち7名が女子消防団員であります。消防団員数は県内全市町において定数割れを起こしており、各市町において団員確保の対策に苦慮しながら取り組んでいる状況であります。このような状況の中、県内では2町を除き、女性消防団員の入団についても積極的に加入促進が図られているようであります。

女性消防団員の所属は多くの市町村で本部付であり、活動状況としては主に火災予防に関する広報啓発、広報支援活動に従事することが多く、消火活動については安全面を考慮して従事させていないのが現状であり、本町も同様であります。しかしながら、昼間に男性団員が少ない分団では、女性消防団員が分団の活動を担っているところもあるようであります。近年では女性消防団員によるポンプ操法大会も実施されており、徐々に女性でも可搬ポン

プの操作ができるよう、消防学校において指導がなされているようであり、本町においても東彼分会主催による3町合同の女性消防団員による可搬ポンプ操作の実演や講習会に参加している状況であります。

これまでの消防団との協議においては、各分団では、男性団員と同等の活動ができるかは、現段階においては不可能と判断されておりますので、女性消防団員にはさらなる訓練を重ねていただき、団員としての能力が向上したと判断できるようになった段階で、各分団に配置が可能になるのではないかと、このように思われます。その場合、分団における福利厚生の実施も必要となりますので、それらのことも含め、今後も消防団と協議を継続していきたいと、このように考えております。

次に自主防災組織における訓練の充実についての質問にお答えいたします。本町では28地区において自主防災組織を結成していただいておりますが、それぞれの地区において、地区の実情に則した訓練を実施をいただいているところであります。

訓練の実施にあたりましては、事前に防災交通係に訓練内容をお知らせいただければ、訓練に必要な資機材の調達や、専門知識を有する講師などの派遣を行っておりますし、地元消防団員の参加も積極的に行っているところであります。また、地域によっては、想定される災害の形態も異なりますので、希望される訓練内容や方法等についても事前にご相談いただければ、関係団体とも協議を行いながら、積極的に対応していく考えであります。

なお、訓練に関する町の支援につきましては、総代会議を通じてお知らせをしておりますが、今後も引き続き周知に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、手話の普及についてのご質問にお答えいたします。議員からは防災の観点からも、町民全体に手話を普及するために、手話言語条例を制定してはどうかとの質問をいただいておりますが、現状の取り組みや今後の方向性について考え方を申し上げたいと思います。

まず、現状についてであります。一般財団法人全国ろうあ連盟の調べによりますと、手話言語条例は全国で16県、100市、12町の合計128自治体で制定をされているようであります。また、本県では大村市手話言語条例が本年1月1日から施行されており、佐世保市では本年3月定例会に佐

世保市手話言語条例制定が提案されているようであります。大村市及び佐世保市における条例の主な内容は、手話言語に関する基本理念及び住民を含めた各主体の役割を定め、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広げ、相互に地域で支え合い、安心して暮らすことができるよう、施策の策定及び推進することなどが規定されており、全国的に見ても市町村言語条例の内容は同様になっているようであります。

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、いわゆる障害者総合支援法において、県や市町村は障がいがある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的、効率的に地域生活支援事業を実施することが定められております。本町では、聴覚障がい者に対する地域生活支援事業として、日常生活上の相談支援、意思疎通を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣、意思疎通支援を行う者を養成する事業として、手話奉仕員養成講座の実施、地域住民が障がいのある方に対する理解を深めるためにエールまつりを開催し、併せて手話奉仕員によるミニ手話講座を実施をしているところであります。

また、今年度は町内小中学校の４年生以上の児童生徒全員に対して、障がいのある方に対する理解啓発を目的に、授業で活用することができる小冊子を配布したところでありますが、小冊子の選定においても手話や絵文字の記述があるものを選んでおり、少しずつ手話に対する関心が広がっていくことを期待しているところであります。

来たる４月１日には、地域の団体などで構成するブルーライト in かわたな実行委員の主催により、世界自閉症啓発デーに合わせ、手話歌ライブの公演が開催される予定であります。このように、本町においては手話の理解及び普及並びに、手話を使用しやすい環境の整備が進んできており、手話言語条例の基本理念に則した事業効果が徐々に表れてきているものと、このように考えております。

しかしながら、全国的に手話言語条例を制定する自治体も年々増加しており、本町議会においても平成２６年９月議会においては、手話言語法制定を求める意見書が全会一致で採択され、全国都道府県と市町村の地方議会での採択率は１００％を達成しており、条例制定に向けての機運はますます高

まってしまうものと、このように判断をいたしております。地域住民が言語障がい者にとっての手話に対する理解と必要性、また、災害時や緊急時において、障害のある方に対してどのような手話による支援策があるのか、災害の観点からも含め、今後、関係団体のご意見を伺いながら、手話言語条例の制定に向けて検討してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 最初に1点お聞きしますが、女性消防団員ですけれども、今回のこの質問を出した時点のときに本部分団に所属している女性消防団員は正式の団員ではなくて、定員外だというような話を聞いたのですが、今の答弁では272人中の7人が女子団員であるというふうに言われましたので、要するに女子団員も定員の内であるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。女性消防団員も正式な団員の一人であります。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 それで、これも確認になりますが、現実には団員の方が活動されているから大丈夫だと思うんですが、まず、その法令的な制限、すなわち労働基準法とか、前は危険有害業務とかに女子が就いてはいけないというような法令的な制限があったわけですね。現在は労働基準法も大分制約が小さくなってきておりますけれども、そういったような、まずは法令的な、女子はそういった消火活動とかそういう業務に就いてはならないというような、法令的な制限はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。特にそれを認識して調査をしたことはありませんが、例えば各消防署にも女性の消防署員がいらっしゃいますので、特に法律的な制約はないものと、このように判断いたします。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 それからもう1点はですね、現実には町内では分団には女子団員は配置されていないとか、入っていないということでもありますけれども、各分団において、その分団の運営上のとかですね、あるいは消火

活動とかに、要するに女子というものが制約みたいなものがあるのかどうか。でも現実、機械の操作なんかは、あるいは車の運転なんかは女性でも十分、同じようにできるとは思うんですけども、現実にはポンプ操法の大会も、全国大会も行われているという状況なので、そういうポンプの操作もできるって考えられるのですけれども、なんかそういうふうに現場において何か制約みたいなものがあるのでしょうか。実際上の制約的なものはあるか、考えられるか。どうなんでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 女性消防団員のいわゆる現場活動における制約ということのご質問だったと思うんですけど、特に制約はないものと思われれます。ただ、実際、消火活動などをする場合には大変危険が伴いますので、相当の期間の訓練が必要ではないかというふうに思います。そういったことから、訓練を重ねていけば将来はそういった状況が生まれてくるのではないかと、このように判断をしております。

私共が消防団と協議をしていく中で一番気になるのが、やっぱり現状では全員が男性団員でありますので、そこに少数の女性団員が入りますと、福利厚生事業等々の充実がかなり必要となってきますので、そういったものについては今後少し時間を置いて、整備をしていく必要があるのではないかと、このように思います。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 福利厚生、例えば更衣室とかそういうふうなことかなと思いますが、それについての必要性は理解できると思います。それで先ほどの最初の答弁のときに、男性団員と同等の活動が、訓練によって、同等の活動ができるようになってからというふうな答弁のようでありましたが、完全に同等ということは難しいのではないかと思うし、担当業務を分担をすればですね、完全に男子と同等でなくても入ってもらえることはできるのではないかと思うのですけれども、そこら辺はどんなふうに考えられますか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。お答えをいたします。確かに男女平等と言いましても、こういう場合においてはやはり男性の方が体力的にも上でありますので、男性と同等にはいきませんが、訓練を重ねることによって、そう

いった消火活動もできるようになるのではないかと、このように考えられます。したがって、現在はやはり本部員で配置をいたしまして、そして訓練を重ねて、もっと多くの女性が消防団員に入ってきた時点では、そういった方策も考えていかなければいけないのではないかと、このように考えております。以上です。

議 **長** 田口議員。

2 番 田 口 それで、少し観点を変えて申し上げればですね、やはり現場でのそういった消火活動、防災活動もちろん重要ですが、その前にですね、火災を起こさないようにというような啓発の意味も、啓発活動というものも非常に大事であるわけですね。そして、防火のための啓発のためには婦人防火クラブというような組織もあるわけでありましてけれども、やはり消防団が、各分団が町内に各地に配置されているということ自体もやはり町民に対しての啓発の意味を十分に果たしていると思いますので、やはりその分団に女性がいるということは、さらに防火クラブなどとも円滑に連携してですね、啓発の意味は非常に、より啓発の効果が上がるのではないかなというふうなことを思うのですけれども、そのようなことは考えられませんか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。全くそのとおりでありまして、女性が消防団員になりますと、まずその家庭に対する啓発、いわゆる家の娘が、あるいは僕のお姉ちゃんが消防団員だということで、その家庭自体が防火意識の向上につながるのではないかと思いますので、それが地域に広まっていけば、確かに啓発、大きな啓発につながるのではないかと、そのように思います。

議 **長** 田口議員。

2 番 田 口 ので、各分団にも配置した方がよいのではというふうに私は考えるのですが、そのお考えはありませんかということと、裏返して言えば、現在本部分団員のみとなっておりましてけれども、現状そうなっている意味はどういうところにあるのでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい、お答えします。今、7名の女性消防団員がおりますけれど、これは最初から本部団員とするということを決めてしたわけではございません。それぞれの地域から入団の申込みがっておりますし、そういった場

合にやはり消防団長と協議をいたしまして、あれは6分団の区域内から消防団員の入団を認めたときに、実際協議をしたんですけど、団員に、分団に所属させるか、あるいは本部に所属させるかについて協議した結果、現状では分団で対応するのは非常にいろんな問題があって厳しいと。そういったことから、まずは本部に配属をして、そしてまずは広報活動をしてもらおうと。そして、近年では女性団員による消防ポンプ操法大会もありますので、そういった訓練も少しずつ広げていこうということで、現状に至っているところでもあります。決して女性団員を各分団に配属させないという方針ではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 だいぶわかってきました。極めて少人数を1人とか2人を分団に配置するよりは、本部にまとめておってもらって訓練とかするというふうなことが、より効果があるという意味は分かりました。それから、各分団に配置をしないという考えではないということも分かりましたので、そして、今後は徐々に女性団員が増えていけば、分団配置ということもあり得るかなというふうなことのように理解できます。積極的に女性消防団員を、積極的に入れていってもらえるのかどうか。要するに、そんなことを言ったら全部女性になってしまうのかもしれませんが、どのような姿勢で、しかし、現状よりはやはりもっと女性消防団員が増えていってもらった方がよいと思うんですが、女性消防団員のあり方についてどのようなスタンスで考えておられますか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えいたします。消防団の運営に関することでもございまして、町が独自に決めるということではなくして、この件については消防団団長も含めて十分協議をして進めていきたいと思っております。しかし、町といたしましては消防団員を少しでも増やしていきたいという気持ちではありますけど、現状では消防団の方は、現場の方では現状での協議の中では10名程度は目標とされているようであります。私としてはもっと、団員に欠員が生じておりますので増やしていきたいと思っております。そういった中で、例えば町の職員に採用する場合とか、そういった場合には消防団に必ず入るように指導しながら、団員の確保について努めているところで

あります。以上でございます。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 現状でも十数人の欠員状態にあるのですよね、少なくともそれを埋めるくらいにはですね、考えてもらってよいのではないかと思います。積極的に女性にも消防団に入っていただくようにということを進めていっていただきたいと思います。次に移ります。

自主防災、訓練ですけども、要望があれば資機材の提供とか、あるいは消防団員の協力とかいうふうなのでは協力できるという答弁でありました。それもそうですが、まずそもそも自分の地区にどのような災害が起きる可能性があるのかというふうな、例えば机の上の机上訓練ですね、そういったものからまず取りかかってもよいのではないのかというふうなことを思います。災害発生がどういう可能性があるのか。例えば山の方はがけ崩れがあるだろうし、海の近くでは高波というのがあるでしょうしですね。中組地区で言えば、野口川が氾濫するという可能性も前に、県の方の担当の方が来られてですね、奥ノ川内堤が決壊したときには、8分経てばこの小学校、中学校の辺りまで水が到達するというような分析がなされたりしておりますので、そういった各地区ごとに災害が、どのような発生の可能性があるか要因分析をして、それにどう対処していくかというのを、まず机上訓練的な、そのことをやるということも非常に意味のあることではないかと思っておりますので、まずその訓練の指導をですね。資機材の提供とか何とかも必要なんですけど、まず訓練の仕方そのものについての指導をしていただいたらどうかと思うんですけど、そういう点はいかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。まず、自主防災組織は自分達自らがいざというときに、災害から自分達を守ろうということで、あくまでも自主的に組織された活動組織でありますので、それは基本的には訓練においても自主性に任せるべきだろうと思います。しかし、行政として、やっぱりある程度、今議員がおっしゃるように、そういった訓練の仕方等々についても支援をしなければ、独自では非常に難しい状況にはあることは承知をいたしております。そういった中で、訓練をする場合にはやはりその地区で想定される災害というのがありますので、こういった災害が想定されるのか。その想定

される災害に対してどのような訓練をしたら一番いいのか、そういったことの議論は当然していかなければならないと思います。そういったことで、例えば西白石とか、あるいは東小串とか、そういった地域においても既に同様の訓練をなさっており、町も支援をして実施をしてきておりますので、今後もしそういう形で支援をしていきたいと、このように考えております。何か具体的なことがありましたら、担当課長も今日は準備をして待ち構えておりますので、ぜひご質問をお願いいたします。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 自主防災組織でありますので、もちろん自主的な活動でありますけれども、やはり訓練など、あるいは災害発生の要因分析などというのはですね、やはり専門的な検討といいますか、やっぱり町とかのそういった専門の方が来ていただいて、これはこうだというような指導をしていただく必要があるのではないかなと。素人ばかりが集まっているいろいろあれこれ言ってもなという感じがするので、その点でやはり町の指導が必要ではなからうかということを感じるわけなんです。ちょっとその点を聞きます。

議 長 町長。

町 長 はい。当然、今議員がおっしゃるように、災害発生の要因などについては専門的な知識が必要でありますので、そういったいわゆる地域からの要請があれば、そういった人材派遣をしたり、一緒になって検討したりということをするということについてはそういう考え方でおりますので、具体的にそういう要請があれば出かけてまいる所存であります。以上でございます。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 それで、地域でのそういった訓練について資機材の提供とか、消防団員の協力とかするというようなご答弁でありましたが、そういった資機材の提供などというような、訓練の実施のための費用は予算化されているのでしょうか。これはあとからの予算審議で十分やればいいことでありますが、予算化もなされていると考えていいのでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。担当課長に答弁をさせます。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。今のご質問にお答えをいたします。特に自主防災組織に対する費用の予算は計上しておりませんが、指導客体、いわゆる火災であったら消防局、そういったところに協力をお願いするわけですが、そういったところについては無償でありますので、そういったところに対応したいと。そして資機材であります、これもそれぞれの団体が持つておられる資機材を借用しようというふうに考えておりますので、特に自主防災組織に対する費用というのは計上しておりませんが、今言いましたように、それぞれの団体の協力を得てですね、支援をしていきたいと、このように思っております。以上でございます。

議長 田口議員。

2 番 田 口 今後、各団体での訓練の充実度合いにもよるとは思うんですが、いずれそういった予算化も必要になる可能性も考えられますので、その点はそういう、そのときにご検討いただきたいと思っております。

手話についてですが、平成26年の9月議会で、ご答弁にありましたとおり、県のろうあ協会とそれから川棚町の手話サークルとの連名で請願が出されてですね、平成26年9月議会でその請願を採択して、意見書を提出をいたしております。それは国に対して手話言語法というものを制定してほしいという意見書であります。なお、このときの紹介議員は私であります。

それで流れとしては、平成18年に国連の方で障害者権利条約を採択をしたと。それを受けて平成23年に障害者基本法が改正がなされておってですね、障がい者の意思疎通手段の選択の幅を広げようというような内容であったと思います。国も地方も情報のバリアフリー化を図るような施策を進めるようにというように、改正障害者基本法で規定されているわけです。

特に改正障害者基本法に災害時のことが書いてあります。2項にですね。国、地方の責務としてですね。災害その他非常の事態の場合に、障害者の安全を確保するために必要な情報が迅速、的確に障害者に伝えられるように必要な措置を講ずべきであるというようなことを、改正障害者基本法に書いてあるわけなんです。そういうような、一応国の方ではそういった法改正もしてきたからかなと思っておりますが、その手話言語法というものの制定にはまだ至ってはおりませんのです。

そこで、まず今言ったような改正障害者基本法の内容については、町で作

られている障害者計画の中身としては盛り込んであるということなのでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。現在の障害者基本計画に、そういったことを掲げているのかというご質問であります。今日の冒頭の施政方針、いわゆる説明書の中で、平成30年度からは第7期川棚町高齢者保険福祉計画、介護保険計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築を目指して展開している話、それから、障害者計画についても、障がいの有無や度合いに関わらず誰もが、これは学校教育の話ですけど、地域の学校で学ぶこととすることができインクルーシブ教育を進めたいと、こう申し上げておったところでございます。そして、今具体的に質問がありました件については担当課長の方から答弁をさせますが、基本は言語条例についても、今後前向きに検討するという姿勢は持っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 現状そのように、障害者基本法によってそのような規定はなされているとそれを受けて県や町の方も障害者計画が作られていると思っております。手話言語条例についても、先ほど前向きのご答弁をいただいております。現状についてのご説明にもあったとおり16県、全国で16県、100市、12町村ということですね、128の自治体の手話言語条例を作っているということですね。長崎県内は大村市が既にできていて、佐世保市で現在審議中というような状況ですが、手話言語法というものはまだ見込みが立たないのかなと思っておりますけれども、各自治体において手話言語条例というものを作って普及を図っていかうという動きには、全国的な動きになっておるようでありまして、今、ご答弁を、前向きなご答弁をいただきましたが、確認のために手話言語条例の制定についてのお考えを、もう1回確認をしたいと思っております。もう1回答弁をお願いします。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 先ほど、田口議員のご質問の中で、福祉計画における障がい者に対するですね、災害時の対応とか、こういったものでの計画の方、ど

うなっているだろうかというようなご質問があったかと思えますけれども、現在の第4期障害者・障害福祉計画の中にもですね、長期的な視点の、障がい者に対する長期的な視点として、5項目の視点が取られて掲載をしております。その中で、災害時の支援に向けた地域づくりの推進ということ、この中で掲載、掲げておりますけれども、やはり災害時における情報の入手や、自力での避難が困難である障がい者に対する人に対して、その適正に配慮した支援が行えるよう関係団体、事業者等との連携を図ります。地域住民との共生による安心で安全な地域の体制づくりを推進しますということで、長期的な視点としての項目が掲げられております。こういった中におきまして、町では現在見守りネットワーク等については、手上げ方式ではありますが、状況を把握しながら、今後要支援として避難行動が順調にいけるような情報、それぞれの個人の状況を把握したり、今後、災害時の要支援ということで、またその計画も進められていくと思っておりますので、個別の状況を把握しながらですね、今後もそういった支援体制を実施してまいりたいと考えております。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 先ほどの質問にお答えします。議員ご提言の手話言語条例については、全国的な動きとしては制定の方向に動いているようであります。私としても、先ほど当初申し上げましたように、制定について、制定に向けて検討していきたいと、こう申し上げました。そこで、幸いにし、今年1月1日から大村市が実施をいたしますので、その条例の運営状況、こういった効果が生まれてくるのか。すぐには効果がないと思えますけど、そういった運営のあり方とか、あるいは佐世保市さんの今議論されている条例の内容等々について研究を深めて、今後事務を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

2 番 田 口 終わります。

(1 3 : 4 6)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 3 : 4 7)

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、堀池浩議員。

7 番 堀 池 議席番号7番、堀池浩です。通告に沿って2項目について質問します。

まず初めに、「小中学校及び公共施設のAED設置について」です。

現在、小中学校及び公共施設に設置されているAEDは、心肺停止状態になった人に対して、救急隊の到着まで非医療従事者ができる有効な心肺蘇生法です。心臓突然死は年間約6万人で、毎日160人以上が死亡しています。これは交通事故死の12倍以上にあたっています。

心室細動発生から2分以内にAEDを使うことで、救命率が85%、5分後では50%とあります、少しでも素早い対応が必要であります。そこで以下のことを尋ねます。

1つ、本町の小中学校及び公共施設にAEDは各々何基設置しているのか。

2つ、設置場所のほとんどが玄関内となっています。学校等は夜間に管理人がいないため、屋内だとガラスを割って使用しないといけない。外に設置できないのか。

3点、中学校には、玄関と体育館に設置されているが、小学校には玄関に1基しか設置されていない。3小学校の体育館にも設置する考えはないか。

次に、「職員の窓口対応について」です。

本町の職員は、各々の業務に対し一生懸命取り組まれています、住民の方々からは「役場に行っても挨拶がない。」「誰も応対しようとしてくれない。」などの声が多く聞かれます。

私も私服で役場に入ってみましたが、役場の構造上の問題もありましょうが、皆パソコン作業や書類書きで下を向いており、声をかけないと応対がありませんでした。また、犯罪予防の面では声かけが第一といわれています。

そこで以下のことを尋ねる。

1、始業時に、スポットミーティングなど行っているのか。

2、「声かけ運動」を行う考えはないか。以上、壇上での質問といたします。

議 長 町長。

町 長 堀池議員の質問にお答えいたします。堀池議員からはただいま2項目についてご質問をいただきましたが、最初の質問については、教育長に答弁をさせます。ご質問の中に、教育委員会以外の所管の公共施設のことがありましたら、その折にお尋ねいただいで結構でございます。

それでは、職員の窓口対応についてのご質問にお答えいたします。この度、堀池議員におかれましては、職員の窓口対応で大変不愉快な思いをされたようで、心からお詫びを申し上げます。職員の窓口対応については、庁舎の構造上の問題だからといっておろそかになってはならないと、このように考えております。来庁者への挨拶や、ひと声かけることは窓口業務を行う上では基本的動作でありますので、職員に対して十分指導してまいりたいと、このように考えております。

そこで①の「始業時に、スポットミーティングなどをおこなっているか。」とのご質問についてであります。始業時のミーティングについては一部の部署では行っているようですが、月2回実施しております課長会議において住民からの苦情や要望、緊急を要する連絡事項など、全職員が共有すべき内容については、職制を通じて通知をしているところであります。

次に②の「「声かけ運動」を行う考えはないか。」についてのご質問であります。声かけ運動と位置付けるまでもなく、来庁者に対し挨拶や声かけを行い、親切に接することは、職員としての最低限のモラルであり、今後も挨拶や声かけの励行に職員一丸となって取り組み、住民の皆様に親しみやすい職場環境づくりに努めてまいる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 教育長。

教 育 長 堀池議員の最初のご質問にお答えいたします。まず、1番目のご質問ですが、教育委員会が管理している施設では、町内各3小学校の玄関に一台ずつ、中学校の玄関、そして体育館に1台、計2台です。勤労者体育館に1台、中央公民館に1台設置しております。公共施設に関しましては、役場庁舎玄関に1台を設置しております。その以外としましては、認定こども園や保育園、学童、県立学校においてもAEDを設置しているということでもあります。

次に2番目の「AEDを屋外に設置できないか。」というご質問についてお答えいたします。これまで議員ご指摘のとおり、学校では夜間に管理人がいないため休日、夜間においては施錠がされている状況でございます。AEDが持ち出しにくい状況になっているのは事実です。しかしながら、緊急事態が生じた場合は、人命救助を最優先していただくということが前提ですので、設置施設のガラスを割ってでもAEDを使用していただくものと、管理する側としては認識し、目につきやすく取り出しやすい玄関に置いているものです。このことにつきましては、今後施設利用団体に周知し、また、各施設に張り紙等によって周知を図っていきたいと考えております。

そして、屋外に設置することにつきましては、今のところ考えていません。それは、屋外に置くとなった場合、AEDは1台あたり30万円から50万円と大変高額で、盗難やいたずらといった管理上難しい面があります。それにAEDは砂や埃、高温や低温が故障の原因になるようで、屋外での保管は大変難しいと思われまます。また、屋外型の収納ボックスも販売されているようですが、これも温度調節機能がついていて大変高額で、電源の工事も必要となってきています。また、AEDを取り出す際に警報ブザーが鳴るようですが、盗難やいたずら目的の人へのある程度の抑止力とはなるものの、管理上のリスクを払拭するまでには至らないと考えているからです。

3番目のご質問の小学校体育館への設置については、現在小学校体育館を夜間、休日と社会体育活動、各種団体への数多く使用、貸出しを行っているところです。そういったこともありまして、体育館に設置することにつきましては、今後前向きに検討していきたいと考えています。

しかし、単にAEDの設置数を増やすだけでは十分とは言えないと考えます。設置する学校の職員やPTAにおいては、毎年消防署や日本赤十字社から来てもらい、いざというときにAEDを使用できるよう、心肺蘇生法の講習会を開いております。しかしながら、必ずしも参加率は高くありません。もっと広く、多くの町民がAEDを使用できるよう、啓発に努めることが大切だと考えています。このことについては、教育委員会としても学校及び各種団体に働きかけていく所存です。以上、私の答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 AEDについてなんですけども、今現在小学校の方は管理人

がないということで、屋内に設置していますよ。緊急時にはガラスを割ってでも使用してくださいということだったんですけども、実際、緊急事態になったときには、まず1人が心肺停止等々確認し、その人が、私が教えられたのはその人が119番連絡と、それとAEDの設置場所の方に走っていただいて、取ってもらう人を指示して、1人は心肺蘇生法をやっていくという形になっているかと思います。皆がその緊急事態のときにガラスを割れるかというのが私は心配なんです。本当に小学校、中学校の玄関のガラスは割れやすいものなのか。また、その近辺に本当にそういう石があるのかということです。先日中学校に行きましたら、確かに石は花壇の周りにはありました。それを抜いてまた割らないといけないんです。また、おそらく防犯システム等もあるかと思うんですけども、そこでやっぱり防犯システムが鳴ってしまうというのがあります。そのために、少しでも時間を早く、救命措置をすることが必要だと思いますので、何とかその辺は設置ができないかと思っています。

あと、収納ボックスについて、金額の方もかなり高くなるということなんですけども、収納ボックスでは一応自立型、これが12万、壁露出型が8万、それと床置き型が4万5,000円とあります。もしこの一番安いのであったとしても20万弱、4個で、自立型、20万弱ほどの自立型のボックスになるのではないかなと思っておりますけども、その点はいかがでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 学校の心肺蘇生法の考え方としましては、子どもなどに誰かそういった状態になった場合は、まずは養護教諭、校長、そういったものにすぐ連絡する。そして、そこから身近にあるAEDを持って駆けつけて、そこで心肺蘇生が必要なら、AEDが必要ならAEDを施すということになるかと思います。そしてまた屋外でしているときも、運動場、玄関を通っていきますので、運動場でしている場合にもそういったことで、AEDは持ち出せる。そしてまた、社会体育においては、そういった夜遅くまで、夜間までしませんので、屋外でしているところがですね、学校を施錠する前で活動が終わりますので、そういった事態には、夜間屋外での使用というのは考えられないかなと。

考えられるのは休日の使用だと考えられます。休日使用に関しましては、学校とか教育委員会とか、そういったことに貸出しを申し入れれば、そういったことについては拒みませんのでですね、借用、貸出しというのが可能になってくると思いますので、そういった屋外使用の際には支障はないのかなと考えています。ただ、全部が全部学校管理下のもとで使用されるものではありませんので、屋外でも必要かなと思いますけど、各町内の公園、各種公園、地区の公園、そういったところで今グランドゴルフとか、そういったものがある。ご高齢の方も多いので、なお必要になってくると思いますけど、学校においてですね、そこまで屋外型が必要になってくるかといったら、そうでもないのかなと教育委員会としては認識しております。

議 _____ **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 今、教育委員会からの貸出しが可能ということなんですけども、教育委員会で貸出しできる台数は何台ぐらいあるんでしょうか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 現在そういったものは、貸出しできる余分な数はありませんけど、学校の分につきましては、休日についてはその分が普段使いませんので、その分が貸出し可能だと考えております。

議 _____ **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 学校の分を貸出し可能ということならば、休日に使用する場合は、各学校の玄関を誰かが開けて貸出しができるということでもいいですか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 貸出す場合は事前に申し込みが必要だと思います。そして、使用前に、前に、前日夕方、学校を施錠する前に取りに来てもらうという形になるかと思います。それで、学校を使用する場合においても、PTA行事とか、いろんな学年レクリエーションとかある際、それで社会体育でどうしても体育館を使うというような場合におきましては、管理人、学校とか、学校の教頭先生に事前に言っていただいて、そういったものを貸出すということも可能ではないかなと思っております。

議 _____ **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 貸出可能ということでしたら、貸出の、現在、貸出表とか、

そういうのは作成されているのでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 今までAEDの貸出申込等もあっておりませんし、そういったことも周知しておりませんのでありません。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 なぜ玄関内から玄関の外にという話をしているかというのと、やっぱりこの蘇生のチャンスというのが1分間に7%から10%減少すると言われてるんですね。だから、AEDは2、3分で取りに行行って戻って来れる場所ということを言われています。じゃあ、運動場であった場合、本当に2、3分で行って戻って来れるか。やっぱりガラスを割らないといけないというのが一番障害になっているかなという気がするんですけども、その辺はどうですか。

議 長 教育長。

教 育 長 先ほども説明しましたように、学校としましては運動場で活動している際につきましては、職員室から玄関を通過して駆けつけるということになりますので、どうしても子どもが心肺蘇生法をできませんのでですね、小学生の場合はですね。どうしても職員がするという。だから玄関を通過して行くということで、時間的ロスが一番少ないかと考えております。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 管理人さんがいない休日とかそういうときは、先生がいるときには対応は早くできるかと思うんですけども、グラウンドで遊んでいます、あるいはグラウンドで行事をしています。そのときにどうやって短い時間でAEDを持って来れるかというのを考えたときには、やっぱり外付けというのが必要ではないかと思うんですけど。

議 長 教育長。

教 育 長 命が最優先ということでしょうけど、やっぱり外付けのAEDということになりますと、管理・保管、そういったいたずらということがやっぱり考えられますので、そういったことを考えますと、今のところ屋外の設置というのは考えていないというのが現状です。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 管理の方が厳しいということなんですけど、まずいたずら、

これに関してはAEDは心肺細動がないと、心肺停止、あるいは正常に動いているときには電極は発生しないので、いたずらされてもそれはないかと思うんです。

ただ、あと盗難に関して、これは今は4つの学校にはないんですけども、防犯システムか何か、今はないですね、防犯システムはですね。そういうのをしても盗難に対しては対処できるのではないですか。

議 長 教育長。

教 育 長 ちょっと主旨というか、よくわからないこともありますけど、学校内におきましては盗難の心配がないですね。屋外に置いた場合盗難、すぐ持って行かれますので、ですからそういったことで盗難の心配があるので、ちょっと設置が難しいということで、屋内においては学校施設に防犯上のことがありますので、そしてガラスを割ったりした場合には、今度は逆に警備会社の方が駆けつけてきてくれますので、なお命が助かる、そういった警備会社の人も含めて、人を集めるということでは有効になってくるんじゃないかなと考えます。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 それならですね、玄関、各小学校を回り、中学校を回ったんですけども、ガラスを割る機材というか、そういうのを設置しておかないといけないのではないですか。玄関の中にありますよ、割る石は自分で探してください。それはちょっと無責任ではないかなと思うんですけど。

議 長 教育長。

教 育 長 学校施設というのは、もともとガラスを割ることを目的として設置していないですよ。AEDについても、前提としては学校の子どもの命を守るという前提のもとですね。ですから、よっぽど緊急時ということになってくると足で蹴っ飛ばしてでも、大人の場合ですね、何かこう硬いものをですね、見つけてでも壊してくるというのが前提になってくるんじゃないかと思っているんですけど、まずは学校の子どもの通常の施設管理、子どもの安全を守るもの、そして休日においては、普通は学校というのは普段いませんで、使用していませんですね。中学校部活動だったら、部活動顧問がついています。ですから、前提としては屋外使用というのは平日、そして部活動においては顧問がいるということが前提になってきますので、ガ

ラスを割ってでもというのは、本当よっぽどの緊急時と考えておりますので、ほとんど想定としてはですね、ガラスを、そういった各種団体においては貸出しもできますよ、そして緊急時には本当にそういったことでも、蹴っ飛ばしてでも使っていいですよということで、そういったことを周知するのがいいのかなと思っております。

議 _____ **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 わかりました。あと、3番目の三小学校の体育館に1基増設ということでお話ししましたが、体育館設置に関しては前向きに検討していただくということがありました。例を申せば、すぐ近くの市なんですけども、全小学校にAEDが2基あるということまで話を聞きました。予算面とかそういうのもあるかと思うんですけども、その市は大きな企業から各小学校に1基ずつ贈呈をされたということを知りましたので、予算面でかなり厳しいとは思いますが、本町内の企業等にも働きかけていただいて、なんとか早急に1基増設ということをお願いしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

議 _____ **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 続いて始業時、窓口対応についてのことです。一応、先ほどミーティング、始業時にスポットミーティングは一部の部署ではされていると。あと、月2回の課長会議等でいろいろ周知されているということがあったんですけども、この窓口対応の一番の基本は、やっぱり挨拶運動だと思うんですね。私もそうだったんですけど、小学校、中学校では挨拶運動を声かけ、挨拶運動をしていたと。ただ、仕事に就いたら挨拶運動がなくなっている。また、採用面、採用時なんかでも、やはり面接官などは入ってきた人の挨拶から、第一印象は挨拶からとなると思うんですけども、いくら一所懸命仕事をしていても、一番初めの第一印象、これがやはり必要ではないか。なかなか挨拶ということが難しいとは思いますが、その辺で今後研修とか、そういうことは考えておられないでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。まず、挨拶運動についての提案がありました。これは町の職員であれば、来庁者に挨拶をすることは当然の責務でありますので、これをわざわざ挨拶運動として銘打ってする必要があるので

かと言いますと、そういった必要性はないものと思います。常に職員はそういう考え方で勤務をしているものと、私はそのように理解をしております。職員を全部集めての辞令交付式であるとか、あるいは年頭の挨拶とか、そういった機会を捉えて、挨拶については常にするように指導をしているところであります。

そして、ただいまは挨拶運動についての研修をすることはないのかということでありましたけれども、職員を採用いたしますと、必ず新人職員研修がありますので、それについてはきめ細やかなカリキュラムがありますけど、その中には接遇という関係で挨拶を励行するということについての研修が組まれておりますので、そういった機会に職員は来庁者への挨拶の必要性を認識をしていると、このように考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 町長からも当然の責務であると、わざわざ銘打ってする必要はないみたいな話がありましたけれども、この場でこういうお話をするのはなぜかということ、やっぱり役場庁舎に入ったときに挨拶がない。中にはわざわざ声をかけて言わないと出てきてくれないという声が多く聞かれるんです。そのためにこのお話をさせていただいているということを考えていただきたいなと思います。新規採用職員研修の中ではビジネスマナー、コミュニケーションの基本と、おそらくこの中で接遇に関する研修があっているかと思うんですけども、今まで、新人でも研修を受けますよと。では、役場に入ったときに若い職員の方がすぐ挨拶が来るかということ、それも少なく感じます。何箇所か私も役場に行かせてもらいましたけれども、あるところでは入った途端に5人の方が、挨拶があって、すぐ立ち上がる。いろいろ用事、どういふご用件ですかとか聞かれるんですけども、本町の方ではそれがないなという感じがするんですけども、いかがですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えいたします。役場の職員が挨拶がないということが多く聞かれるという話でありましたが、私もいちいち窓口を監視しているわけではありませぬので実態を把握しておりませぬが、役場に対する苦情、あるいは提言等はいろんな機会でありますけれども、挨拶についてのいわゆる苦情等についてはあまり届いていないようであります。逆に、よく丁

寧に対応してくれるという町民の方の評価は聞かれるということで、この前の一般質問検討会でも総務課長がそういうふうな話をしてくれております。

確かに、議員がそんなに感じておられますので、確かにそうであるとするならば、これは非常に遺憾でありますので、やはりしっかりと今度、これから指導をして、そして挨拶ができるように一から訓練をしなければいけないと思っておりますが、例えば、役場の住民係にいろんな届出をされに来ますけど、おめでたい出生届や結婚届もあれば、悲しい死亡届などもあります。したがって、そういった対応をするためにはまずどういったご用件でお出でになるのか、職員もその来庁者を見極める必要があります。したがって、一概に明るい笑顔の挨拶ができるかと言えば、必ずしもそうではないことをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 今後、町長の方からしっかりと指導していくということでお話がありましたけど、ちょっと私事ですみません。事例の方をお話しさせていただきますけど、私が勤めていて25年ぐらいかけたんですけども、25年ぐらい前から朝のスポットミーティングということで、5分弱の挨拶運動を行いました。そのときには、まず「いらっしやいませ」「お待たせしました」「ありがとうございました」これを、この三唱を皆で三唱して、それからコンプライアンスに関する標語を読み上げると、また三唱するという形でやってきました。ただ、25年前からやったんですけども、5年ぐらいなかなかそれが定着しなかった。なぜかというところ、勤めていたところが金融機関でありまして、そういうお客さんに対しての今まで挨拶というのがなかったもんですから、なかなか定着してこなかった。その中で上司である課長とか、係長が真っ先に声を出してやったときに、職員の方にも声が出てくる。今まで声を出していない、また、そういう訓練を受けていないと、なかなか声が出ないものであります。それがやっと25年で定着してきたというのがあります。

先ほど言われましたように、どういう届出があるかわからない。だからいつも明るくはしにくいというのものもあるかとは思いますが、やはり最初に明るい挨拶というのは必要になるのではないかなと思います。今後、新庁舎建設が3年かけて進みますが、せっかく庁舎が新築になるわけです。今

後、住民の対応等も、この挨拶というのも活発に行えるよう、3年間かけて、また指導・訓練の方、よろしくお願いします。以上で質問を終わります
(14:39)

議 長 次に、村井達己議員。

1 3 番 村 井 議席番号13番、村井達己です。私の方からは2つ質問をさせていただきます。まず1問目、町づくり団体支援事業補助金についてであります。

この制度は魅力と活力のある町づくりを推進するため、町内に活動拠点を置き、5人以上の町民で構成されている団体が、町の区域内において町づくりのためのイベント、町づくり組織の育成強化、特産品の開発・地場産業の育成に関する事業に対し、補助金20万円を交付する制度であります。また、一団体あたり年度内1回かつ一事業とし、同一事業への補助金交付は3年を限度とされております。

平成27年4月の施行以来、これまで4団体8回のイベント等に交付されており、主には「かっちえてよさこい祭り」「片島竹灯籠祭り」があります。いずれのイベントも回を重ねるごとに町内外からの集客や賑わいも増し、本町の魅力の発信、PR、町おこし等に大いに貢献しているものと思われれます。

しかし、この2つのイベントは3年を経過し、平成30年度からは補助対象外となります。今年も開催を予定されているようですが、事業費の確保は大変厳しいとも聞いております。そこで次の3点について尋ねます。

①それぞれのイベントをどのように評価しているのか。

②町のPRや町おこしの観点から効果が大であると認められ、今後も継続を望まれるイベントに対しては、3年目以降でも補助できないのか。

③竹灯籠祭りの開催場所である片島魚雷発射試験場跡地は、今年で開設100年目を迎え注目度もさらに高まるものと思われる。これまで竹灯籠祭りを主催してきた団体も、この補助金の対象外となり開催が危ぶまれて、心配をされております。何か別枠でも助成できないのか。

次に2問目であります。先ほどの1問目の質問と関連する部分もあろうかと思いますが、開設100年目を迎える片島魚雷発射試験場跡地についてであります。

当地は佐世保海軍工廠が大正7年（1918年）に魚雷発射試験場として開設をし、今年でちょうど100年目を迎える戦時遺構であります。発射場までの突堤、管理棟、観測所、貯水プールなど一部崩れてはおりますが、現在でも当時の施設を垣間見れる貴重な戦時遺構であり、本町の歴史を語る上でも希少な生きた史料であります。長年そのまま放置をされていましたが、ご存じのように現在は駐車場や遊歩道の整備も進められております。

3年前から先ほどの町内団体有志による恒久平和の発信を目的に「竹灯籠祭り」が開催をされ、それを機に年間を通じ、町内外よりたくさんの来場者が訪れるようになりました。入場者数を図るカウンターによりますと、1日に約30名程度の方がこの片島を訪れているようです。

第5次総合計画の中にも、魚雷発射試験場跡など戦時遺構を観光資源と捉え活用し観光の振興を図るとなっております。

そこで、100周年を迎えた本年度を機会と捉え観光振興のイベントに限らず、昨今北朝鮮の核問題など何やらきな臭いニュースが取りざたされている今、戦争の悲惨さ、平和の尊さなど平和学習の一環ともなるような催し物など、当地のさらなる活用と情報発信のために、何か町独自でできないか尋ねて、壇上での質問といたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 村井議員の質問にお答えいたします。今、議員からは2項目について質問をいただきましたが、まず、まちづくり団体支援事業補助金についてのご質問にお答えをいたします。

この事業は、平成26年6月の町議会一般質問における答弁の中で、補助制度の創設をお約束をし、他市町村の事例を参考にしたうえで、平成27年4月に創設した制度であり、議員のご質問にあったとおり、要綱に定める要件を満たす町づくりのためのイベント、町づくり組織の育成強化、特産品の開発、地場産業の育成に関する事業に対して、3年間に限り補助を行っているところであります。平成27年度の創設以来、これまでの3年間の間に4団体から4つの種類の事業について延べ8件の補助を行っております。

そういった中で3つの質問がありましたが、まず①の「それぞれのイベントをどのように評価しているか。」についてであります。開催された事業については、それぞれ住民有志の企画立案による事業であり、いずれも補助

要綱の主旨である魅力と活力のある町づくりに一定の成果があったと、このように評価をいたしております。

特に「かわたなかつちえてよさこい祭り」や「片島竹灯籠祭り」につきましては、3年間に渡って事業を実施され、多くの参加者や来場者があったイベントであり、交流人口の拡大、本町、あるいは片島公園の知名度向上につながったものと、このように評価をいたしております。

次に②の「町のPRや町おこしの観点から効果が大であると認められ、今後も継続を望まれるイベントに対しては、3年以降も補助できないか。」という質問についてであります。この補助制度は他市町村の実施例においても、交付期間を3年程度に限定しているのが一般的であり、むしろ継続的な補助制度を設ける例はほとんどないようであります。また、本町の財政事情を考えた場合、継続的な補助制度を設けることは難しいことなどの理由から、補助対象期間を3年間としたものであり、この基本的な考え方については変わりはありませんので、期間経過後においてこの補助を継続する考えはございません。

また、この補助制度は事業の創設時における呼び水的な効果を意図しているものであり、一定の期間終了後においては団体の創意工夫や自助努力により、持続可能な事業になるよう運営にあたっていただければと、このように期待をいたしております。

次に③の「竹灯籠祭りに対して何か特別枠で助成できないか。」との質問であります。②で答弁した考え方はまちづくり団体支援事業補助金の制度運用の基本原則であり、今後、制度を継続していくうえでの均衡性を考慮した場合、例外を設けるのは適当ではないと、このように思いますので、別枠での助成を行う考えはありません。

続きまして、開設100年目を迎える片島魚雷発射試験場跡地についてのご質問にお答えいたします。片島魚雷発射試験場跡地の現状につきましては、有名ミュージシャンによるプロモーションビデオの撮影や、ドラマのロケなどが行われるとともに、平成27年度から町おこし団体が平和をテーマに片島竹灯籠祭りが行われ、年々来場者が増えてきており、徐々に注目が高まってきていると、このように感じているところであります。

そこで川棚町では、片島公園整備計画並びにかわたな「発見巡る旅」整備

プロジェクト事業により、片島魚雷発射試験場跡地が安全に見学できるように園内道路の整備、駐車場の整備、園内案内看板の設置などを進めてきたところであります。また、ソフト面においても、戦争遺構などを案内するボランティアガイドの育成を図っているところであり、今後さらに来場者が増えることを大いに期待をしているところでございます。

そこで、ご質問の「100周年を機会と捉え、平和教育の一環となるような催しなど、何か町独自で出来ないか。」とのご質問であります。平和学習については、これは教育行政の一環であり、教育長に質問していただければよかったです。あえて町長に質問されたのは何か議員の思惑があるのではないかと、このように思われますので、私の方から答弁をさせていただきます。

魚雷発射試験場開設100周年に係る町の取り組みといたしましては、本町の地域おこし協力隊員が、片島魚雷発射試験場跡地が開設から100周年を迎えることをテーマにコマーシャルビデオを作成し、NCCテレビCM大賞に応募をいたしたところであります。2月に第一次審査を通過し、先日の日曜日に最終審査が行われ、役場女子職員など11名が出演いたしました。大賞は逃したものの、見事審査員特別賞、銅メダルに輝いたところであります。そこで、このコマーシャルは平成30年度において30回放送されることが決定をいたしておりますので、大きなPR効果になるのではないかと、このように期待をいたしております。

それ以外には特に町独自のイベント開催は計画しておりませんが、せっかくの良い機会でありますので、町おこし団体が開催を予定している片島竹灯籠祭りにおいて、町も何か連携して取り組むことができればと、今、このように考えており、担当課長に何が出来るか早急に検討するよう、そしてまた、町おこし団体と協議・調整するよう指示をしたところであります。以上で答弁とさせていただきます。

議 長 村井議員。

1 3 番 村 井 はい。ご答弁をいただいたわけですが、まず1点目の説明の答弁の中で、この制度からはみ出ないようなことで、基本的に考えると、これ以上の補助ができないということ、答弁でありましたけれども、この要綱によりますと、本町から他の制度による補助金を受けた団体は補助対

象外とあります。以前行われておりましたいかだや茶市、こういった大きなイベントに成長をしてもですね、今の状況だとその補助が受けられない。3年以降はですね。今後よさこい祭り、竹灯籠祭りに限らず、新たなイベント等が開催をされて、先ほど述べたように継続が望まれるような事業に大きく成長した場合には、この補助対象となるような一文を先に、この要綱の中に入れておくといったようなことは考えられませんかでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えいたします。イベントがそういうふうになくなるように、その呼び水として助成制度を設けたわけでありますので、一定の補助事業による成果が表れてきた場合には、今後は自助努力によってイベントを運営開催していただくということをお願いをしたいと、このように先ほどから申し上げているわけであります。

議 _____ **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 はい。確かに自助努力というのは基本的で、一番大事なことかと思っております。町長もご存じかと思いますが、この竹灯籠祭りの内容しか私はよく把握はしておりませんが、ご存じのようにこの事業費の原資というのは補助金、あるいは入場料、あそこは都市公園ですので入場料という名目では取れないかと思いますが、そういった入場料に値するもの、参加料、そして企業や団体からの協賛金というようなことで成り立っているみたいでありますけれども、この協賛金のお願いというものもその団体さんの努力でやっておられますけれども、何分人間にも数の限界もあり、大変大きな事業でもありますので、ここは金銭的な補助ができないのであれば、行政からもその主旨等を企業や団体に説明をし、協力の呼びかけを積極的に広報だけではなく、そういったことでもできないのかお尋ねをいたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。今、企業等からの寄附金や協賛金で運営されているということで、その企業に対して町から主旨等の説明、あるいは協賛金をお願いするということについては、行政の役割としては適当ではないのではないかと、このように思います。

議 _____ **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 これは1問目と2問目は関連性もありますので、ごっちゃになろうかと思いますが、先ほど2問目の質問をしたときに、私は別に意思があって教育長は、答弁の相手は書いておりませんで、これはあとで私が気づいただけで本当に悪かったなど、本当は教育長の見解をお聞きしたいところでもありますので、もしご答弁いただけるのであったら、教育長のお考えをちょっと聞きたいなと思っておりますので、答弁できるならばお答えいただければと思います。

今回のこの質問をするにあたってですね、前回と言いますか、以前の議事録を見てみますと、平成17年、19年、24年、それぞれ私もしましたが、私以外の方も質問をされておまして、いずれも当時の教育長の答弁は、町内に点在する戦争遺構を平和学習の貴重な教材として活用していきたい旨の答弁を、どの教育長もされております。せっかくこういった遺構が側にあるということですので、常々私が言っておりましたけれども、ここを訪れてそういう平和学習の地に活用できないのかということをお願いしておりましたが、当時は片島はまだ整備が進んでおりませんでしたので、なかなか難しいのかなという気もしておりますが、今、そのように整備をされて広い場所を確保できましたので、この平和学習というのは夏休み中の8月9日の登校日だったり、年間の事業を通じてそれぞれ小中学校で行われているのかなと思っておりますけれども、そういう平和学習の場をですね、この片島、あるいは遠足、そういったことにも利用してここに来ていただいて、実際に見て触れる現地での平和学習というのができないのかどうか。教育長、答弁ができるようでしたらお答えをお願いします。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。町内の戦時遺構につきましては本当に大変貴重な学習、平和学習の遺構だと常々考えているところです。学校におきましても平和学習につきましては、それぞれカリキュラムに則って進めておるところですけど、片島の方も整備が進んでまいりました。そして、戦時遺構のボランティアの方々の育成というのもですね、進んでまいりましたので、そういったこと、方々ともタイアップして何かできないかなと、私個人としては今考えているところです。そしてまた、秋の遠足とかいうようなことで活用というの考えられますので、町内の校長会を通してですね、もっともっと活用

できるようなことを働きかけていこうとは思っております。

そしてまた、カリキュラムとしましては、平和学習発展、8月9日だけではありませんので、総合的な学習という教科もできておりますので、そういったものを活かすというようなことも先生方、校長を通して各先生方ですすね、知ってもらいたいと思っております。以上です。

議 **長** 村井議員。

1 3 番村井 先ほどこの2問目の答弁を町長にさせていただいた中で、いろいろコマーシャルを作って第3位ともなったり、ボランティアガイドの養成、それから最後に竹灯籠祭りに関しては何らかの連携をして、できる範囲を検討して今後やっていきたいということでありましたので、大変これを主催しております団体も力強いのかなと思っておりますが、そういった中で、もっとここを広めるというようなことを考えたときに、これは私の勝手な考えであるんですが、現在、戦時遺構めぐりというA3のリーフレットがあります。これは町内の戦時遺構を紹介して、あとは観光分も紹介しているわけですが、私はこの片島の独自のリーフレットを作成して、もう少し詳しい内容のですね。これをですね作って、学校、公共施設、駅、そういったところに配布できないかなと。そうすれば、先ほど教育長もお答えいただきましたけれども、現地での学習ができないでも、机上での平和学習のいい資料になるのかなという気がしておりますので、新たに片島についての新しいリーフレット等を作成する考えはありませんでしょうか。

議 **長** 今の件はどちらにお聞きですか。

1 3 番村井 町長に聞きます。

議 **長** 町長。

町 **長** はい、お答えをいたします。まず、戦時遺構めぐりについての改訂版を、改訂をして、そして片島特集版を作るべきではないかというようなご提言をいただきましたが、この戦時遺構めぐりについては、改訂版を作成することで新年度予算に計上をいたしております。そのときに十分議論を深めていただければ幸いです。そしてこの改定版についても、片島については特に説明を加えることにいたしております。そういった中で提案をいたしますので、そういう議論の中で果たして片島特集を別に作った方がいいのか、ご提言をいただければ幸いです。以上、答弁といたし

ます。

議 長 村井議員。

1 3 番村井 これはまた別の視点なんですけど、戦後50年を経た1995年ごろから、戦争遺構も文化財として指定されているような事例が全国で出てきております。実際針尾の無線塔も国の重要文化財に確か指定されていると思いますが、この片島を町の文化財、あるいは県に要請して県の文化財となるような申請等をするとか、そういった考えはないでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。文化財というのはいろいろあるわけですが、県においては文化財の中の歴史遺産としてこの片島魚雷発射試験場は登録をされておりまして、文化財としての位置付けはなされております。以上でございます。

議 長 村井議員。

1 3 番村井 つい今朝方聞いた話なんですけど、つい最近ですね、片島を訪れたお客様が、若い女の方が2人片島を訪れて、おそらく自家用車じゃなくてJRを利用して来られたのかと思います。一応見て回って帰られるときに、小串の駅から乗りたいということだったらしいのですが、大崎の方に行かれていたそうです。たまたま白石の方が通りかかったときにどうしたのかということを知られて、実は片島を巡って行ってJRで帰りたいと。JRの汽車がもう時間があまりないけども道順がわからないと。それを聞かれた白石の方が軽トラックだったそうですが、2人おられましたので小串郷まで2往復して送り届けたという話を聞きまして、私もすぐ思ったんですけど、片島に関する看板は立派な看板が国道沿いに建ちました。小串郷、あるいは川棚の駅にも看板ではなくても、案内板の地図みたいなのを紙ベースでもいいから待合所に貼れないのかなと。そうすればここを、先ほども言いましたようにたくさんの方が訪れておられますが、案外町外の方が多く目立ちます。そういった方にも親切になるのかなと思っておりまして、そうそれは金もかからないのでできないのかな、早速って思ったものですから、そこら辺の見解をお尋ねいたします。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えいたします。まず、片島の案内看板につきまし

では、平成29年度予算で国道入口に建設をいたしまして、かなり評判が高い看板が設置できたと自負をいたしております。今、議員から提言がありまして、ああなるほどだなというふうに気付いたところでもあります。やっぱり大きな看板はありますが、中に入りますとどのように行っているのかわからない。あるいは、帰るときも川棚駅前、あるいはJR川棚駅、あるいはJR小串駅にどのようにしていくのかと、そういった案内もありませんので、早速それは検討して早期に進めたいと思います。国道の入口の看板、そして片島のいわゆる駐車場に場内の案内をする看板は設置をしておりますが、それ以外のいわゆる案内のための看板がありませんので、早急に検討します。さらに、2つの駅が、JRの駅がありますので、これについてもJRと協議をして、そういった資料等が置いていただけるように努力をしてまいりたいと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 最後に1つだけ質問をいたします。これまで片島は、先ほど町長の説明にもありましたけれども、整備計画がずっと実行されまして、本当に駐車場、あるいは遊歩道の設置ができたわけですが、以前この整備事業としては、あとトイレだったり、休憩所を作りたいというようなお話があったかと思います。今後ですね、この整備が、29年度はこれで終わったのかと思いますが、今後のあそこの整備計画というものがわかっておるようであれば説明をしていただければと思っております。というのは、先ほどこの片島の竹灯籠祭りのことでちょっとお話をさせていただいたときに、電気がないために、大変リース料が高くなっているようでございまして、そのリース料で大変苦勞をされておりますので、早くここに電気が入ればなあとというような声を多々聞きますので、今後の整備計画がどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えをいたします。片島竹灯籠祭りが3年、3回開催されまして、電源がないために発電機を設置をされまして、リース料がかなり高いという、そういった話も聞いております。そこで今回の事業で駐車場に外灯ができないかということで大分担当課長にも指示をしたんですけど、いわゆる補助事業の枠の限界がありまして、結果的には設置することが

できませんでした。そしてトイレにつきましても三越郷に大変迷惑をおかけしておりますので、基本的にはそういった来場者への、利用できるトイレも将来的には設置をした方がいいのではないかと、このように考えておりました。このトイレについては片島だけではなく町内全公園についても老朽化しておりますので、これについては何か取り組める補助事業がないか、担当課長に指示をしているところであります。具体的な計画は現在持っておりません。以上でございます。

1 3 番 村 井 終わります。

(1 5 : 1 2)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 5 : 1 3)

(…休 憩…)

(1 5 : 3 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、三岳昇議員。

3 番 三 岳 議席番号3番、三岳でございます。

私は公共下水道事業の公営企業会計への移行に伴った汚水処理構想の見直しについて質問いたします。

公共下水道事業においては、本年4月から特別会計から公営企業会計への移行が予定されておりますが、これに伴って本町の汚水処理構想についても見直しが必要だと思われ、以下の点についてお尋ねします。

1つ目が、平成24年3月の一般質問で汚水処理構想について尋ねましたが、その後見直しは行われたのかお尋ねします。

2点目、本年4月から予定されている公営企業会計への移行に伴う汚水処理構想の見直しが必要ではないか。

3点目、下水道整備区域を早急に線引きし、町民に周知した上、区域外については、浄化槽による整備を推進するため、浄化槽設置の補助の引き上げと維持管理の費用を補助する考えはないかお尋ねいたします。

議 長 町長。

町 長 三岳議員の質問にお答えいたします。公共下水道事業の公営企業会計への移行に伴う汚水処理構想の見直しについてということで、3点

ご質問いただきましたが、まず、1点目のご質問の「平成24年3月の一般質問で汚水処理構想について尋ねたが、その後見直しは行われたか。」との質問についてですが、川棚町汚水処理構想は平成27年度に見直しを行い、それを反映した長崎県汚水処理構想が平成29年3月に策定されたところがあります。この長崎県汚水処理構想では国土交通省、農林水産省、環境省が共同で都道府県構想策定マニュアルを策定をし、今後10年程度を目途に汚水処理施設概成の方針が示され、概成の時期を平成38年度末に設定がなされ、人口減少、経済性、整備時期を踏まえた徹底的な下水道区域の見直しが必要とされ、そのことを受けてこの県の構想が策定されたものであります。したがって、本町の構想についても当該マニュアルを参考にして策定したものであります。

次に2点目の質問の「本年4月から予定されている公営企業会計の移行に伴う汚水処理構想の見直しが必要ではないか。」とのご質問についてですが、下水道事業につきましては平成30年4月から公営企業法の一部を適用して、従来の官庁会計方式から経営の視点を重視する企業会計方式へ移行をすることといたしております。この企業会計方式では、経営状況を的確に把握して分析を行い、健全かつ安定的な事業経営を行うためであります。したがって、汚水処理構想との直接的な関係はございませんので、そのようにご理解をいただきたいと存じます。

次に3点目のご質問の「下水道整備区域を早急に線引きし、町民に周知した上、区域外については浄化槽による整備を推進するため、浄化設置の補助の引き上げと維持管理の費用を助成する考えはないか。」とのご質問についてですが、事業の計画変更認可において区域の見直しを行っておりますので、関係地区へ周知したうえで、事業認可区域以外については浄化槽による整備を推進する必要があるとこのように考えており、今後そういった制度の構築が必要と認識をいたしております。そのためには議員、ただいまご提言の補助制度も必要と認識をいたしておりますので、そのようにご理解いただきたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 ただいま答弁をいただいたわけですが、実はこの線引きについて、先月26日の全員協議会の中で課長の方から見直しはするんですよ

と、そしてなおかつ縦覧に今、供しているというお話がありまして、私も水道課の方に行きまして中身を見させていただきました。平成24年ですか、見直しといたしますか、その際にですね、私の方が平成17年に策定をされました汚水処理構想、本町のですね、そこでのですね、計画区域と認可区域、そういったものが示されて、その当時の答弁では新谷郷の一部、それと東部地区ですね、これは岩立を含む木場、川原、猪乗を、中山も除いた東部地区ですね、そこについてはですね、その当時の費用効果ですか、それによれば計画、下水道による処理の方がですね、費用対効果というのが見られるということだったと思うんですよね。今、町長の答弁では、国が示したマニュアルに基づいてその費用効果を出されたということじゃないかと思うんですが、その点でですね、その当時、下水で処理した方がいいよという地域ですね、それを今回除外をされているということだと思うんですよね。その根拠といたしますか、下水道の方がコストとしては高くなるよという判断だったのでしょうか。まず、お尋ねをしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えいたします。まず、ただいまの質問でありますけど、平成24年3月の一般質問の答弁の内容についてであります。平成17年度に策定された長崎県汚水処理構想においては、東部地域及び新谷地区は集合処理が経済的であるとの調査結果であるが、財政的なことやその他諸般の事情により下水道整備区域から除外をしたと。そしてそのことは12月に総代会議で報告し、一定の理解を得たと、このように申し上げております。その後、石木郷から下水道整備区域に加えてもらいたいとの要望を受け、これまでの経過からやむを得ないものと判断し、平成21年2月に石木地区を下水道整備区域に編入した。それと同時に処理場建設における処理人口の関係から中山、猪乗を除く東部地域及び新谷地区においても、下水道整備区域に編入することで内部協議がなされております。その結果を踏まえて、長崎県汚水処理構想の見直しが行われ、東部地域及び新谷地区については費用対効果があるとの結果により、下水道整備区域に編入をされております。そして、財政状況がよくなれば事業を実施することは可能であるが、現時点では事業の実施予定はないと、実施は行わないと、このように答弁をいたしておるようであります。ということでもいいでしょうか。

議 **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 今、町長が答弁された地域、地区といたしますか、地域といたしますか、それについてはもう今回除外をされたということによろしいんですか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。そのようにご理解をいただきたいと存じます。

議 **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 その地区というのはたぶんですね、下水道による整備というのを期待をされていると、されておったというふうに思うんですよね。そうしますとですね、今回除外をされたということになりますと、将来的には下水道による整備はなされないということになるわけでしょう。そうしますと、その方達に対してですね、これは町民全体に対してということになるのかと思うんですが、下水道による整備は行わないんですよということを周知徹底をしていただいて、逆に言えば、先ほど町長の答弁にありましたようにですね、下水道じゃなくて浄化槽による整備を推進していくんだよというものですね、やはりこれは町民に対してですね、周知をしていただきたいなと思いますが、そのようなことは考えておられませんか。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えをいたします。今度の変更計画において、線引きを明確にいたしております。これはこれまでの下水道整備にかかる調査の結果、国が策定したマニュアルに基づいて計画を、構想を練り直したわけでありませけれども、先ほど三岳議員からも言われたように、費用対効果がないと、少ないということから、いわゆる補助事業では下水道事業はもうできないんだと。要するに、町がしたいとか、したくないとかじゃなくして、補助事業での対応ができないので自然と事業の実施は町としてはできないだろうと、こう判断をいたしております。そこで、やっぱり下水道で整備をしてもらいたいという住民の強い要望がありますので、線引きをした以上は汚水処理適正化構想の中では、下水道以外の区域については浄化槽を整備するという方針を定めておりますので、今後は下水道区域以外については浄化槽設置を推進するという、そういった考えでおりまして、この今の計画が、今、縦覧期間中でありませるので、特に問題なく事務が進められますと、そういった説明

会が必要ではないかと、このように認識をいたしております。以上でございます。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 その線引きについてはですね、おそらく4月以降に認可ということになっていくと思います。先ほど申しましたようにですね、下水道による整備を期待されておられた町民の方々、そういう方達ですね、汚水処理といいますか、水洗化というのは浄化槽でしかできないということになるわけですから、最初に町長の答弁のありましたですね、今から補助についても検討をとということだったと思うんですが、これはもう設置についてもですね、近隣市町を含めですね、補助の引き上げを行ったり、毎年の維持管理ですか、そういったものに対する費用ですね、その補助を行ったり、あるいは市町村設置型にですね移行したりという形に、移行しているところが数多くあるんですね。ぜひそういったところを参考にとということで検討いただきたいと思うんですが、その辺も含めて、近隣の実情も理解をしておられると思いますが、そういった最大限の補助をとというふうに考えておられませんか。その辺は今から検討でしょうか。お尋ねします。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えをいたします。この事業認可区域の変更については、今、縦覧期間中でありまして、4月1日からということになるのではないかと思います。そして、そういった線引きを明確にいたしましたならば、今、議員がおっしゃったように浄化槽の設置を推進する義務が改めて生じてまいりますので、そういった地区については県内各市町村においても浄化槽設置についての嵩上げの補助も実施をされておりますし、あるいは維持管理費用についても大村市であるとか、あるいは東彼杵町においても制度を設けられておりますので、現時点ではそういう新たな制度の創設は必要であると、このように認識をいたしております。以上でございます。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 はい。早急にそういった補助制度を確立をいただきたいというふうに思います。以上で私の質問を終わりたいと思います。

(1 5 : 4 7)

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 5 : 4 7)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初 手 安 幸

会議録署名議員 三 岳 昇

会議録署名議員 久 保 田 和 恵